

INTERJURIST

No.185

日本国際法律家協会

Email jalisa@jalisa.info

2015年8月1日発行

定価1000円

JP番号:01025777

〒160-0007 東京都新宿区荒木町20-4-906 Tel 03-3225-1020 Fax 03-3225-1025

■特集 平和への権利作業部会第3会期

□平和への権利作業部会第3会期とNGOの果たしてきた役割

平和への権利国際キャンペーン実行委員会事務局長 笹本 潤 1

□平和への権利(Right to Peace)と日本国憲法について

名古屋学院大学准教授 飯島滋明 6

□平和への権利国際キャンペーン・カンパのお礼とお願い

日本国際法律家協会事務局長 長谷川弥生 10

□国際人権報告学習会：第1部 平和への権利・国連人権理事会の報告

横浜国立大学大学院博士後期課程 高部優子 12

□6月6日国際人権報告学習会に参加して

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟国際部長 菅野亨一 19

□資料：平和への権利・国連人権理事会作業部会第3会期 議事録(抜粋・要約)

関東学院大学法学部准教授 武藤 達夫

成城大学大学院博士後期課程 本庄 未佳

横浜国立大学大学院博士後期課程 高部 優子 21

■IADL

BUREAUの

会議について

□IADL BUREAU

スカイプ会議報告

IADL(国際民主法律家協会)

ビューローメンバー 笹本 潤 59

□IADL 声明：イラク・シリアでの戦争継続

への進展を覆すよう、国際社会に訴える 62

□新会員紹介

成城大学大学院博士後期課程 本庄未佳 64

□書評『平和権の理解』(著)李京柱

66

□JALISAによる映画紹介

坂田雅子監督『わたしの、終わらない旅』

青山学院大学教授 新倉修 67

□新連載コラム：「JALISAの活動とわたし」

権利意識、人権感覚、非暴力の力を信じて

室蘭工業大学大学院准教授 清末愛砂 68

□会員からの報告 NPTニューヨークパレードに参加して

日本国際法律家協会理事／年金者組合・高槻 大矢 勝 69

□JALISA 活動日誌

72

□編集後記

72

■ネパール情勢

□アジア太平洋法律家会議(COLAP-6)

ネパールでの地震のため COLAP-6 は延期になりました 37

□ネパール地震 緊急支援のお願い 38

■国内問題

□安保関連法案の問題点

東京慈恵会医科大学 小沢隆一 39

□安全保障法制(戦争法案)の廃案を求める

法律家6団体の共同アピール 44

□国際人権報告学習会：第2部

フィリピン移民問題を考える

横浜国立大学大学院博士後期課程

高部優子 46

□2014年4月から2015年

5月までの活動報告

ルイシト・マジャダ・ボンゴ 54



ジュネーブ・国連欧州本部前にて

INTERJURIST

Tel 03-3225-1020 Fax 03-3225-1025

E-mail jalisa@jalisa.info

20-6-906, Araki-town, Shinjuku, Tokyo 160-0007

Japan Lawyers International Solidarity Association

CONTENTS

No.185 Aug 1, 2015

■Special Feature: Third Session of the Working Group on the Right to Peace

- Third Session of the Working Group on the Right to Peace and the Role Played by NGOs
Jun Sasamoto, Secretary-General, Japanese Committee for the Human Right to Peace 1
- On the Right to Peace and the Japanese Constitution
Shigeaki Iijima, Associate Professor, Nagoya Gakuin University 6
- International Campaign for the Right to Peace: Acknowledgement of Donations, and Request
Yayoi Hasegawa, Secretary-General, Japan Lawyers International Solidarity Association 10
- International Human Rights Report and Seminar
— First Section: Report on the UN Human Rights Council Working Group on the Right to Peace
Yuko Takabe, Yokohama National University Graduate School Doctor's Course 12
- What I Learned at the June 6 International Human Rights Report and Seminar
Kyoichi Kanno, Director, 19
- International Section of the League Demanding State Compensation for the Victims of the Public Order Maintenance Law
- Resources: Third Session of the UN Human Rights Council Working Group on the Right to Peace Minutes (Excerpts, Summaries)
Tatsuo Muto, Associate Professor, Kanto Gakuin University College of Law
Mika Honjo, Seijo University Graduate School Doctor's Course
Yuko Takabe, Yokohama National University Graduate School Doctor's Course 21

■Nepal Situation

- Conference of Lawyers of Asia and the Pacific (COLAP 6) Postponed Because of the Nepal Earthquake 37
- Nepal earthquake: Request for Urgent Aid 38

■Domestic Issues

- Problems with the Security-Related Bills
Ryuichi Ozawa, The Jikei University 39
- Joint Appeal by Six Lawyers' Organizations Demanding that the Security-Related Bills (War Bills) Be Dropped 44
- International Human Rights Report and Seminar — Second Section: Philippine Immigration Issue
Yuko Takabe, Yokohama National University Graduate School Doctor's Course 46
- Report on Activities from April 2014 to May 2015
Luisito Mallada Pongos 54

■IADL Bureau Meeting

- IADL Bureau Skype Meeting Report
Jun Sasamoto, IADL Bureau Member 59
- IADL Statement: IADL URGES THE INTERNATIONAL COMMUNITY TO
REVERSE THE MARCH TO PERPETUAL WAR IN IRAQ AND SYRIA
Mika Honjo, Seijo University Graduate School Doctor's Course 62
- Book Review
Lee Kyeong-Ju, Understanding the Right to Peace 66
- JALISA Movie Time
Journey Without End, directed by Masako Sakata
Osamu Niikura, Professor, Aoyama Gakuin University 67
- New Serial Column: "JALISA Activities and I"
Believing in Awareness of One's Rights, a Sense of Human Rights, and Nonviolence
Aisa Kiyosue, Associate Professor, Muroran Institute of Technology 68
- Report from a Member
My Participation in a New York NPT Parade
Masaru Oya, JALISA Executive Committee Member, Pensioners' Union, Takatsuki 69
- JALISA Diary 72
- Editorial Note 72

特集

平和への権利作業部会第3会期

平和への権利作業部会第3会期とNGOの果たしてきた役割

平和への権利国際キャンペーン実行委員会 事務局長 笹本 潤

2015年4月20日～24日に、平和への権利作業部会の第3会期がジュネーヴの国連欧州本部で開かれ、日本からも5名がNGOとして参加した。しかし、宣言案について政府間のコンセンサスは成立せず、6月の人権理事会第29会期で、今後の審議の進め方が決められることになった。会議の詳細は、本号に武藤氏の講演録（P12）と作業部会の議事録（P21）が掲載されているので、そちらを参考にしてもらい、ここでは、今までの平和への権利にNGOとして関わってきた最初から今までの経緯とNGOの役割をまとめてみた。

1. 2010年、NGOの「サンチアゴ宣言」

スペインのNGO、スペイン国際人権法協会（SSIHRL）が、2006年に平和への権利国際キャンペーンを始めたが、日本のNGOは、国際婦人年連絡会の方々だけが参加するという状況だった。

その後、ジュネーヴの国連人権理事会に1990年代から全回出席していた日本国際法律家協会の塩川頼男さんは、2009年ごろ、SSIHRLのキャンペーン担当（当時）のダビッド・フェルナンデス・ブヤナ氏と、人権理事会のサイドイベントを通じて知り合った。そして国連人権理事会の常連の前田朗さんもその中に合流していった。

当時の塩川さんの話では、人権理事会は多くの課題を取り上げてきたが、平和をテーマにした人権課題は、国連人権委員会時代（2006年以前）からしても「平和への権利促進決議」くらいで、極めて少なかった。平和への権利国際キャンペーンが人権理事会を舞台に展開され、それをリードしていたのがNGOということがわかり、塩川さんは平和への権利国際キャンペーンに参加していくことになった。

塩川さんは、このキャンペーンに加わる前、2005年から、日本の憲法9条を世界に広げる「グローバル9条キャンペーン」をジュネーヴで開始し、国際NGOメンバーとともに「ジュネーヴ9条の会」を結成して、2006年にはジュネーヴの地元新聞紙（Courie, Geneve Tribune）へ日本の9条の意見広告を掲載するなど精力的に活動していた。

塩川さんにとって、国連を舞台にした平和の活動と人権の活動が初めて合体したのが、「平和への権利国際キャンペーン」だったのだ。

それ以来、塩川さんとダビッド、ジュネーヴのNGOは、人権理事会が開かれる度に、平和への権利のサイドイベントを開催して、キャンペーン活動を進めていった。

国際キャンペーンの最終的な到達点は、2010年12月にスペインのサンチアゴ・デ・コンポステーラで開かれた「平和への権利国際NGO会議」だった。ここに塩川さんや私（笹本）も参加し、日本の平和的生存権や判例の紹介、沖縄の米軍基地では平和的生存が脅かされていることなどの報告を行った。会議の最終日に採択された「サンチアゴ宣言」は、それまで4年間の国際NGO会議の成果を踏まえたもので、軍縮の権利、外国軍事基地の段階的廃止の権利、良心的兵役拒否の権利、監視機構の設置など意欲的な内容を含む国連宣言案であり、その後の国連人権理事会での審議に土台を与えた。

2. 諮問委員会における宣言案の起草過程（2010年～）

国連の人権理事会には、諮問委員会という15人の学識専門家で構成されたシンクタンクがある（当時日本からは坂元茂樹・国際法教授が参加）。2010年6月の人権理事会第14会期で、諮問委員会が平和への権利・国連宣言案を起草することが決議された（A/HRC/RES/14/3）。

この時以来毎年2月と8月の諮問委員会に日本や国際NGOが出席し、サイドイベントを行った。国連の建物の外でも、2012年2月にはジュネーヴのジョンノックスセンターで、SSIHRLやJALISAなどのNGOが主催して、諮問委員会との合同会議を行い、2012年11月には、モントルー近くのコー（Caux）で、ラテンアメリカなど賛成国政府とNGOの合同一日合宿を行い、NGOと国連メンバーの意見交換を活発に行った。

2012年2月の諮問委員会からは、日弁連も正式にNGOとして人権理事会の会議に出席し、意見書の提出や発言を行った。

この諮問委員会の起草は、NGOのサンチアゴ宣言が理論的な基礎として進められ、2011年には、諮問委員会が各国政府やNGOにアンケート調査を行い、人権理事会第20会期に諮問委員会案が提出された。この諮問委員会案がベースになって作業部会で人権理事会の草案が議論されることになったのである（人権理事会決議20/15）。

諮問委員会案は、NGOのサンチアゴ宣言と構成がかなり似ており、サンチアゴ宣言で取り上げられた、外国軍事基地の段階的廃止や監視機構の設置は取り入れられなかったものの、平和的生存権、軍縮の権利、良心的兵役拒否の権利などが取り上げられた。また理論的基礎としてガルトウングの平和理論も公式に参照されていた。

3. 作業部会の討議（2013年～）

以上の諮問委員会の宣言草案を受けて、2013年2月には作業部会第1会期が始まった。

第2会期は、2014年7月、第3会期は2015年4月に開催された。4~5日間の会期がすべて平和への権利だけの審議となり、47の理事国以外のすべての国の政府とNGOに呼びかけて、open-endedな形で進められた(人権理事会本会議では、会期中、せいぜい3~6時間程度である)。

・第1会期 (2013 年 2 月)

第1会期は、諮問委員会案がたたき台になり、各国政府が活発に発言した。印象的だったのは、軍縮の権利の条項で、アメリカ政府は、「核軍縮は、国連の他の機関や2国間協議で取り組んでいるので、人権理事会では取り上げるべきでない。」という発言をした。国際平和は、政府間にまかせておけばいいのだ、という政府や国家の態度がよくわかる発言だった。また、良心的兵役拒否の権利については、平和への権利の賛成国政府もふくめ(コスタリカ政府だけが留保したもの)、すべての政府がこれに反対し、NGOだけが賛成意見を述べるという展開になった。NGOが出席していなければ、良心的兵役拒否の権利は削除されていたかもしれない。すべての政府が軍隊をもち、その存在を切り崩すことにつながる兵役拒否の権利は認めがたいというのは、政府が代表となっている国連ならではのもののなのであろう。やはり、人権理事会においては、NGOが出席しないと市民の声は反映されないのである。

・第2会期 (2014 年 7 月)

第2会期では、事前に作業部会議長案が提案された。作業部会議長は、コスタリカ政府の代表のクリスチアン・ギジェルメ氏であった。第2会期への議長案は、諮問委員会案とは打って変わって、条文がわずか4条と少なくなり、第1条が「平和が十分実施できる文脈の中での生命の権利」という表現になり、平和的生存権も平和への権利という表現も一切含まれないあいまいな条文案になってしまった。議長案は、反対国も合意できる内容にしようという意図から出たものであり、会期間の政府間非公式協議で、これなら反対国のコンセンサスがとれると踏んだのであろう。

会期の初日は、ラテンアメリカなどの賛成国政府も、この議長案で妥協してもいいかのような発言が相次いだ。しかし、NGOが権利であることを明確にした条文でないと承諾できないと発言をし出すと、賛成国政府も態度が変わってきて、「やはり議長案では承認できない」という発言に変わっていった。やはり政府だけの議論に任せると、政府間同士の外交的な駆け引きもあり、容易に妥協しやすい。その点、NGOはそういう利害関係を背負っていないので、自由に発言することができる。NGOの存在はその点でも必要なのだと感じさせられた。

この第2会期の会期中、NGOがバラバラでは影響力を与えられないと判断して、日本の実行委員会や日弁連が呼びかけ、作業部会に参加しているNGOにメールで呼びかけ、急遽NGOの対策会議を開いた。そして、NGO全体と議長との面談を申し入れ、それを実現することができた。面談の中では、議長に、集团的権利としての平和への権利は、国家対国家の権利になっ

てしまうので認めがたいこと、などを説明した。面談後、NGOとしては、議長案では新しい権利を認めたことにならないので、NGOが共同で声明を出すことになった。NGO共同声明は2度も出し、地元のNGOのオリバーが代表して本会義で発言した。NGOが共同で発言したのはこの時が初めてで、政府代表もシーンと聞くほど注目を浴び、これを機に作業部会でのNGOの存在感が大きくなっていった。

・第3会期 (2015年4月)

人権理事会第28会期 (2015年3月) では、作業部会第2会期の議論を経て、right to life in peaceやそれに近い表現が議長案として提出される見込みもあり、日弁連やパパジオバンニ23が人権理事会に意見書を出した。

作業部会第3会期では、新たな議長案が会期前に提出された。第3会期の議長案は、第2会期の議長案よりは少し、「権利」に近い表現になり、第1条は「everyone is entitled to enjoy peace」という表現になった。Entitledという表現は「資格を与えられる」のような意味であるが、「権利を有する」という意味でもあり、反対国でもギリギリ賛成できる内容にしたのであろう。しかし、会議が始まると、反対国はそもそも「権利であること」を認めない、という発言が多く、コンセンサスに達するのはなかなか難しかった。

これに対して、賛成国から、平和への権利を明記すべき、としていくつかの修正提案がなされ、NGOも個別の発言だけではなく、共同して「平和への権利を宣言案に明記すべき」とする声明を提出して発言した。

そのような議論を経て、2015年6月の人権理事会第29会期に提出される議長レポートでは、第2会期で論争になった1978年や1984年の「国連総会決議を思い起こすこと」が前文のコンセンサスとして報告され、また、コンセンサスは得られなかったものの議長提案の内容として、前文に「right to life in peace」が入り(pp32)、第1条については、「right to enjoy peace」と権利性が明記された。これらは、何度も強調して発言した賛成国やNGOの意見を議長が配慮した結果である。

このように、反対国の強固な反対意見は存在し、コンセンサスに達するのが困難な状況にありながらも、少しずつ賛成国やNGOの意見も反映はされてきている。

4. コンセンサス方式をめぐって

以上述べたように、作業部会の審議は、議長がコンセンサス方式 (大きい異議がない限り投票にはかけず採択する方式) に基づいて進めてきたため、特に平和への権利の存在自体がなかなかコンセンサスに達してこなかった。

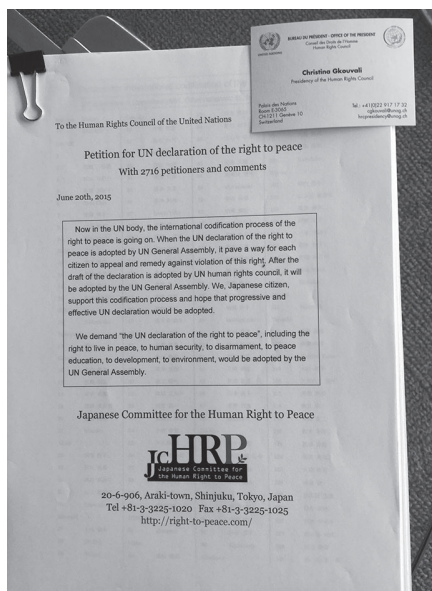
第2会期の作業部会のころから、政府間の議論が平行線になり、行き詰まりを見せると、NGOの間でもコンセンサス方式で審議を進めること自体に対し賛否の議論がおきた。

NGOが多大な貢献をしてきたサンチアゴ宣言や、それを基礎に起草された諮問委員会案の内容からすると、条文がかなり短くなり、あいまいな表現にしかならない状況に入ると、「このままコンセンサス方式で議論を続けるのか。もう一度諮問委員会案に立ち戻って投票にかけるべきでは。」とどかしい気持ちになってきた。しかし、賛成国だけの多数決投票で決めると、平和への権利の規範が、反対する大国を縛らず小国を縛るだけの規範になってしまう。

この点に関しては、NGO間あるいはNGO内部でも評価は分かれた。現在の作業部会の議論が尽くされたと見るか否かである。日本実行委員会としては、今までは審議の中でできるだけ内容の濃い宣言案ができるように、提案や発言をしてきた。概ね、スペイン国際人権法協会は多数決を、パバジオバンニ23を始めとするジュネーヴを中心とする他のNGOはコンセンサス方式をできるだけ続けるという形に分かれている。(もともと、できるだけ内容の濃い宣言案を、多くの国を巻き込んで作るという点ではNGOは概ね一致しているおり、コンセンサス方式に対する評価の違いを脇に置いて、NGOの共同声明ではNGOの一致点を最大限生かしたものを発表してきた。)

ただ、コンセンサス方式で3回の作業部会の審議を進めてきて、コンセンサスに達しなかったという現在の地点に立って、今後平和への権利はどのように進めていくべきかが、問われている。

2716筆分の署名を国連人権理事会の議長に提出しました。2015年6月27日(国連人権理事会29会期)



人権理事会議長の部屋(RoomXXの裏側)



人権理事会議長
ジョアケム・ルーケル氏(ドイツ)

平和への権利 (Right to Peace) と日本国憲法について

名古屋学院大学准教授 飯島滋明

【1】平和への権利の成立背景

「現代の国際法の発展は世界政治から戦争を除去しようとする追求によって駆り立てられた」¹と言われるように、国際社会では戦争や武力行使をなくそうとのとりくみが根気強く続けられてきた。とくに第1次世界大戦、第2次世界大戦という、未曾有の悲惨な経験を通じ、「戦争」がもはや国民を守るための手段となりえないこと、多くの人々の生命や健康、幸福、そして「個人の尊厳」を根底から剥奪するものであることが明らかになった。

そこで「国連憲章」では、「武力不行使の原則」(2条4項) が基本原則とされた。ただ、現実の国際社会では、「武力不行使の原則」を無視する、国際法的に違法な武力行使が繰り返されてきた。たとえばイラク戦争だが、「一部の『御用学者』を除けば、世界中の法学者たちが、米国のイラク戦争は国際法違反であると意見が一致している」²とされているように、国際法上違法な武力行使である。2008年のWHOの発表でも、15万人もの女性や子どもなどの生命が奪われた。

こうしたイラク戦争は「平和への権利」のようなものがあれば阻止できたのではないかと考えたスペインの市民団体が、国際法上の権利にしようと考えたのがきっかけとなり、国連で「平和への権利」の議論が進められてきた。「平和への権利」の理念は、何度も戦争の惨禍を経験し、「平和」を希求してきた国際社会のながれの延長上に位置づけられる³。

【2】国連・人権理事会の作業部会の第3会議での「平和への権利 (Right to Peace)」

2015年4月20日から24日まで、国連・人権理事会の作業部会の第3会議で「平和への権利」草案作成の作業が行なわれた。その審議の内容の詳細に関しては本号12頁以降を参照して頂きたい。

大まかな状況を紹介すると、アメリカ、イギリス、オーストラリア、EU、カナダ、韓国などは「平和への権利」を認めることに否定的であった。今までさまざまな国際法上の権利が認められたため、訴訟などで大変な状況になっており、これ以上の権利を認めたくないという事情も指摘されている。また、自由な武力行使の余地を残すため、武力行使の足かせとなる「平和への権利」には否定的な対応をしてきた。アメリカが反対の急先鋒だが、その隣にいつもいた、オーストラリア代表の様子はまさにアメリカの「腰巾着」であり、「オーストラリアはアメリカの発言を繰り返すだけであり、オーストラリアの発言は時間の無駄だ」と言っているNGOもいた。

一方、ASEAN諸国やアフリカ諸国の多くは「平和への権利」に賛成していた。私にとってとりわけ印象的であったのは、ASEAN諸国の対応であった。ASEAN諸国の代表は「平和への権利」の国際法典化に向けて積極的に関与し、賛成の立場を表明していた。

【3】日本政府の対応は？

では、日本はどうだったか。

2013年12月、安倍政権の下で出された「防衛政策三文書」の中の、日本の安全保障政策の基本的立場を表明した「国家安全保障戦略」(NSS) では、「積極的平和主義」が基本的な立場とされている。国際社会の平和実現のために日本が積極的な役割を果たすというのが安倍自公政権の「積極的平和主義」であれば、「平和への権利」の国際法典化にむけて積極的に貢献することが求められるはずである。ところが国連の人権理事会の作業部会で日本代表が「平和への権利」の国際法典化に積極的対応をすることはなかった。

むしろ、アメリカのような積極的な反対ではなかったが、反対の立場を表明していた。

こうした日本代表の対応だが、憲法前文の理念とはかけ離れた対応である。

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」との憲法前文からすれば、そして、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」という「平和的生存権」と同じような内容を持つ「平和への権利」であることを考えると、日本政府は「平和への権利」の国際法典化にむけ積極的役割を果たすべきであろう。ところが今まで日本政府は「平和への権利」の国際法典化に反対の立場をとってきた。日本政府代表は、「平和への権利について国際的なコンセンサスがない」と発言していた。「コンセンサスがない」のはその通りだとしても、そうだとしたら、だからこそ「平和への権利」について国際社会でコンセンサスに達するよう、日本政府が積極的な役割を演じることが憲法的な要請であると考えべきであった。

「平和的生存権については憲法学説上もコンセンサスがない」などとも言われることがある。平和的生存権については、「平和的生存権は、その主体・内容・性質などの点でなお不明確であり、人権の基礎にあってそれを支える理念的権利と言うことはできるが、裁判で争うことのできる具体的な法的権利を認めることは難しい、と一般的に考えられている」⁴と指摘されていることから、こうしたことが言われるのかもしれない。

しかし、上述の芦部教授の見解でも、「理念的権利」であることは認められている。「平和的生存権」が提訴する際の根拠規定、そして裁判の判断基準となる「裁判規範性」を有するかど

うかについては、芦部教授の指摘するように憲法学界でも議論が分かれるが、「平和的生存権の法的性質に関して、同権利が理念的・抽象的なレベルで法規範性を有すると見る点では、学説においても裁判例においても、各見解は一致」⁵しているものであり、「平和的生存権」は、立法府や行政府に対する指導指針となる。そして、「日本国憲法の平和主義は、単に自国の安全を他国に守ってもらうという消極的なものではない。それは、平和構造を提示したり、国際的な紛争・対立の緩和に向けて提言を行ったりして、平和を実現するために積極的行動をとることを要請している。すなわち、そういう積極的な行動をとることの中に日本国民の平和と安全の保障がある、という確信を基礎にしている」⁶以上、「平和的生存権」が憲法上の権利とされている日本国憲法の理念に従うべき日本政府は、平和構築にとって極めて有益な手段となる「平和への権利」の国際法典化にむけて、積極的な役割を果たす憲法上の義務が課せられている。

【4】安倍自公政権の「積極的平和主義」の実像

にもかかわらず、実際には、安倍自公政権は「積極的平和主義」の名目で、海外での武力行使、軍事的関与を強める政策を積極的に進めている。憲法9条1項では「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」とされており、海外での武力行使は憲法で禁止されている。ところが、こうした憲法の制約を逸脱する法律が安倍自公政権では粛々と進められている。

前号では法整備などの状況について紹介したので⁷、ここでは自衛隊の変容に関する議論を紹介しよう。

まずは陸上自衛隊の組織の変容。

陸上自衛隊だが、「北部方面隊」「東部方面隊」「中部方面隊」「西部方面隊」という、5つの方面総監部が並列の立場にあった。なぜこうした体制がとられたのか。

それは、「陸軍悪玉論」の影響であり、「旧陸軍のように強大な影響力を国政・軍政に与えないよう、あえて陸自は戦力を5個方面隊に分散し、各々の方面隊は直接日本政府・防衛省の指揮監督を受ける形がとられた」⁸からである。

ところが防衛政策三文書では、こうした5個方面隊のあり方を見直し、「陸上総隊」の創設が決まった。戦争法案が国会に提出された2015年5月15日、防衛省は陸自の指揮系統を一元化するために新設される「陸上総隊」司令部を朝霞駐屯地に設定することを決めた。「陸上総隊」の創設によって、各方面隊をまたぐ全国的な運用が可能となり、有事に対する即応性が図られる⁹。

また、2015年3月26日には、「水陸機動準備隊」の編成完成式が長崎県佐世保市相浦駐屯地で実施された。この部隊だが、「目指すところは米軍型の本格的な海兵隊」¹⁰である。

次に、装備について紹介しよう。

第2次安倍政権が成立するまで、防衛関係費は11年連続で減少していた。

一方、安倍政権が発足してから、防衛費は3年連続で増加している。予算が増加した理由だが、「それだけの金額になったのは、新たに導入するステルス戦闘機『F35』に加え、離島防衛の強化などを目的とした新型輸送艦『オスプレイ』や『水陸両用車』、さらには偵察能力強化のための無人偵察機『グローバルホーク』などの購入があるからだ」¹¹。

そして、自衛隊の装備の変容でまず言及されるべきは、ヘリコプター搭載護衛艦「いずも」就役である。「海の牙城『いずも』発進」(2015年1月1日付)、「海自史上最大の護衛艦」(『朝雲』2015年4月2日付)と紹介されているように、大きさでは旧海軍の空母「赤城」とほぼ同じ大きさで、戦艦「大和」とは15メートルしか変わらない。そして、「3自の『指揮中枢艦』に」¹²、「離島防衛では3自の指揮中枢機能となり、陸・空自ヘリ部隊の運用拠点にもなる」¹³と紹介されているように、自衛隊の海外での行動の指揮中枢を担う「いずも」だが、「女性の乗艦前提に建造」されており、「将来、乗員の半分以上が女性になることもあるかもしれませんから、そうなっても住み分けができるよう整備が整っています」¹⁴と吉野敦義装員長は述べている。

自衛隊の訓練に関しても、「アイアンフィスト」(2015年1月19日~3月7日)、「コブ・ノース・グナム」(1月27日~3月12日、日米豪)、「コブラ・ゴールド15」(2015年2月9日~20日、日米タイ)、[BMD 共同訓練](2015年2月24日~27日、米海軍横須賀基地、佐世保基地)、「カーン・クエスト15」(6月20日~7月1日、日米モンゴル) など、自衛隊と米軍の共同訓練も絶えず続けられている。

このように、「積極的平和主義」を掲げる安倍自公政権だが、「看板に偽りあり」の格言がぴったり当てはまる。国際社会の場では「平和への権利」の国際法典化に反対し続け、国内ではガイドライン再改定 (2015年4月27日)、戦争法案成立を目指すなど、「自衛隊が海外で武力行使のできる国づくり」をすすめている。こうした安倍政権のあり方に対して、私たちは主権者としてどう向かい合うかが問われている。

1 David Armstrong/Theo Farrell, *International Law and International Relations*, Cambridge University Press 2012, p.147.

2 ラファール・マハジャンほか著 益岡賢+いけだしこ編訳『ファルージャ 2004 年 4 月』(現代企画社、2004 年) 162 頁。

3 こうした国際社会の流れについては、小林武『平和的生存権の弁証』(日本評論社、2006 年)、深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』(岩波書店、1987 年) 参照。

4 芦部信喜・高橋和之補訂『憲法 第 4 版』(岩波書店、2007 年) 38 頁。

5 小林武『平和的生存権の弁証』(日本評論社、2006 年) 47-48 頁。

6 芦部信喜・高橋和之補訂『憲法 第 4 版』(岩波書店、2007 年) 56 頁。

7 武器輸出に関しては、ここで多少補足をする。3月13日、日本とフランス政府は無人システムの開発を視野に入れた防衛装備品の輸出や国際共同開発を通じた技術移転に関する政府間協定に署名した。日本が署名するのは、アメリカ、イギリス、オーストラリアに続いて4カ国目となる。『朝雲』2015年3月19日付。

8 『別冊宝島 新防衛大綱兵器カタログ』(宝島社、2014 年) 7 頁。

9 『朝雲』2015 年 5 月 21 日付。

10 『まさかの自衛隊!!』(徳間書房、2014 年) 11 頁。

11 『まさかの自衛隊!!』(徳間書房、2014 年) 13 頁。

12 『朝雲』2015 年 1 月 1 日付。

13 『朝雲』2015 年 4 月 2 日付。

14 『朝雲』2015 年 1 月 1 日付。

平和への権利国際キャンペーン・カンパのお礼とお願い

日本国際法律家協会事務局長 長谷川 弥生

1 多額のカンパをしていただきありがとうございました

2015年4月20日から25日まで、ジュネーブにおいて国連人権理事会・平和への権利作業部会が開催されました。平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会から5名が参加しました。この派遣にあたり資料の準備や渡航費などに、みなさまからの多大なカンパをありがたく使わせていただきました。心より感謝申し上げます。



上記作業部会においては、要所においてNGOの発言時間が設定されており、上記5名のうち3名が役割を分担して適宜発言をしました。発言内容がよかったため、他国のNGOからも賞賛を受けたほどでした。

作業部会の3日目には、議長自らが議長席を降りてNGOの席までやって来て、NGOから各国政府代表に積極的に働きかけるようにしてほしい、といった要請もありました。

また議長に直接、日本から持参した平和への権利の賛同署名を手渡すこともできました。議長は署名用紙の中を見たりして丁寧に取り扱ってくださいました。

さらに出席していたほとんどすべてのNGOが会議場の外でも集まって、今後の活動について協議しました。作業部会の後もメールでやり取りをして意見の交換や連帯の表明をしています。

私は今回はじめてこの作業部会に参加して、実際にジュネーブまで赴いて会議に参加することが様々な大切な意味をもつということ、また、NGOの果たす役割の大きさを実感しました。

その後、2015年6月15日から国連人権理事会が開催され、25日に平和への権利が議論されました。この理事会傍聴にも代表1名を派遣しました。他のNGOとの交流や情報収集など、これも有意義な活動をしてきました。

以上のような活動ができましたのも、みなさまのカンパのおかげです。ありがとうございました。

2 カンパをお願いいたします

ただ、平和への権利宣言への活動はまだまだ続きます。

むしろいま危機的な状況にあります。

そのため、国内での活動はもちろんのこと、国際的に連帯して活動するなどして、意識を高めていかなければなりません。

しかし、現状では平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会には財政的余裕がなく、例えばジュネーブへの代表派遣については、参加者が多額の個人的負担をして参加している状況にあります。そのため、活動も積極化しにくい状況にあります。

より充実した市民活動を進め、世論を喚起して国連での平和への権利宣言を実現させましょう。そのために、どうぞ皆様のカンパをお願いいたします。

大切にに使わせていただきますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

「平和への権利」カンパのお振込先

郵便振込

口座名：平和への権利・日本実行委員会

口座番号：00170-4-504739

国際人権報告学習会： 第1部 平和への権利・国連人権理事会の報告

横浜国立大学大学院博士後期課程 高部優子

6月6日に青山学院大学で、「国際人権報告学習会」(第1部「平和への権利」、第2部「フィリピン研究会」)が行われた。

第1部は、国際法律家協会事務局長の長谷川弁護士が司会をつとめ、関東学院大学准教授の武藤達夫氏と、平和への権利キャンペーン日本実行委員会事務局長の笹本潤弁護士が、2015年4



月にジュネーブの国連人権理事会での平和への権利作業部会第3会期について報告をした。以下、武藤達夫氏の講演の記録である。

«講演» 『「平和への権利」宣言起草のための作業部会第3会期について』

関東学院大学 武藤達夫

1. はじめに：第3会期までの経緯

1.1 市民運動から国連人権理事会、諮問委員会へ

そもそも、この国連作業部会を開催するまでに至った平和への権利の国際法典化運動は、2005年にスペイン国際人権法協会が開始し、その後、国際的な集会や専門者会議などを重ねてきたものである。NGO、法律家、研究者が平和への権利に関する宣言などを作成しながら、市民社会がけん引するかたちで、2008年には、国連人権理事会が平和への権利の国連における法典化を正式な議題として取り上げられた。その後2012年に、人権理事会のシンクタンクである諮問委員会が人権理事会の要請の下に宣言案を作成（以下「諮問委員会案」）、さらに、その宣言案に基づき、平和への権利に関する国連宣言の草案を仕上げる目的で設置されたのが、この作業部会である。

1.2 作業部会第1会期（2013年）及び第2会期（2014年）

2013年に開かれた作業部会第1会期は、「諮問委員会案」について議論を行った。「諮問委員会案」は、NGOが先に作成した「サンティアゴ宣言」の内容をほぼ全面的に盛り込み、多彩な権利を規定した意欲的なものであった。そのため、アメリカなど一部の国から強い反発を受け、第1会期は波乱に満ちた会期となった。

2014年に開かれた第2会期では、コスタリカ大使である作業部会議長が用意した議長案（以下「第2会期議長案」）をたたき台として審議が行われた。この「第2会期議長案」は「諮問委員会案」を大幅に縮小し、平和への権利の権利性を徹底的にそぎ落としたものであった。この第2会期でも、宣言案について最終的な結論には至らず、継続審議とすることが了承された結果、2015年4月の作業部会第3会期を迎えることとなった

2. 何が起きたか：第3会期における議論とその特徴

2.1 議論の出発点となった「第3会期議長案」

第3会期には、新しく議長案が提出され（以下「第3会期議長案」）、これをもとに議論が展開された。この新草案は、平和への権利の権利性についてみた場合、「第2会期議長案」よりは若干進歩したものであった。まず前文が、「第2会期議長案」の17パラグラフから25パラグラフへと拡張され、過去の国連総会決議への参照などにより内容が豊富化した。特に重要な変更点としては、1978年の「平和的生存のための社会的準備に関する宣言」、1984年の「人民の平和への権利に関する宣言」、及び1999年の「平和の文化に関する宣言」への参照があげられる。平和への権利に直接関連する過去の国連総会決議に言及することに関しては、ようやく国家間で合意がとれたとみてよい。

さらに、本文第1条についてみると、「第2会期議長案」では平和への権利が完全に形を失っていたが、「第3会期議長案」では「平和・安全を享受する権利（ないしは「資格」、原語は“entitlement”）」という文言が採用され、もともとNGOや諮問委員会が提案していた平和への権利の規定に、若干、歩み寄った形になった。

2.2 各国の積極的な参加と活発な議論

第2会期は会期全体を通して低調な議論に終始したのと対照的に、第3会期では極めて活発な議論が展開された。上述のように、第1会期は多種多様な権利を盛り込んだ「諮問委員会案」に対する批判的意見が目立つ会議であったのに対して、第2会期と第3会期は、基本的には賛成国と反対国との交渉となったが、特に第3会期では積極的な攻防戦が展開された。第2会期では、「第2会期議長案」が会期開催の1週間前に発表されたため、各国代表が準備不足のまま作業部会に参加することになり、主にアメリカなど、反対国が議論をリードした。これに対して、第3会期は、賛成国、反対国がそれぞれに入念な準備をした上で作業部会に臨んでおり、具体的な修正提案に基づく議論が可能になった。

しかし、会期全体の議事進行を振り返ると、前文については3読、つまり3回にわたって全段落の検討をする機会が設けられたのに対して、肝心の本文については1読のみ、つまりすべての条

文について各国の意見を聴取したのは1回のみで、2読目は途中で打ち切られてしまった。すなわち、作業部会の時間のほとんどが前文に費やされた。その結果、過去の国連決議の取り扱いや国際紛争に関する原則への言及など、議論の争点は、平和への権利自体から離れて拡散された。平和の権利の権利内容や法的性質よりも、むしろ、領土保全、平和地帯、外国支配の排除、人民自決権、新帝国主義の排除などへ議論の中心が移ったのである。議長は、作業部会の審議を前文中心に展開させ、平和への権利そのものに関する議論を避ける方向で議事運営を行う方針をもっていたのではないかと推察される。

2.3 草案採択に向けた整理・破綻・体裁の維持

議長は、会期初日から今回の作業部会が最終会期であると述べ、宣言案を仕上げる決意があると明言していた。さらに会期中で、議長は、前文のパラグラフと本文の条文ごとに国家を小グループに分け、グループごとに文案を整理することによって宣言案を仕上げるという審議方式を提案したが、ロシアなど多数の国から反対され、実現しなかった。

それでも議長は、会議場を小さめの部屋に移し、各国の名前を明示しないかたちで議論を行うという、非公式な作業に近い形で文案の整理を行う方式を取行した。そこではNGOは原則として発言を許されなかった。議長は宣言案を仕上げることに腐心したが、賛成国である中小国による修正案は引き続き多数に及び、議事はゆっくりとしか進まなかった。一方、アメリカ、ロシア、EU等の反対国側も宣言の内容を最小限にとどめるための提案を繰り返したため、宣言案が仕上がる見通しはつかなかった。

こうして迎えた会期最終日の夕方、議長は突然、「あなた方には付き合いきれない。パーティは終わりだ。協議したい者は私の部屋まで来るように。」と言い、議場から退出した。その後、各国代表は議長の部屋に行ったものの、協議は10分足らずで終了し、その間、NGOは議長の部屋に入ることも許されなかった。

休憩をはさみ、議長は前置きもなく自らが準備した報告書案と宣言案を提示し、議場に対して、「あなたがたには、これを受け入れるか否かの2択しかない。」と述べて報告書案の受諾を要請した。この報告書に添付される宣言案は、2種類の文案が混在するものとなった。すなわち、作業部会で合意に達した部分にはその文案が、合意に達しなかった部分には議長が新たに作成した文案（「第3会期議長案」とも異なる部分があるという意味で「新たな」もの）が記載された。このうち、議論がまとまっていないところには、その旨を括弧付きで説明した上で、この報告書案及び（議長による）宣言案を受け入れることで国家代表はかろうじて合意し、議長は公式に引退を表明した。

第1会期、第2会期は、もう1会期の継続を人権理事会に要請することに合意したうえで閉会になったが、今会期は、継続審議を要請するか否かについて何の議論もないまま終了となった。

3. どう読み解くか：第3会期の評価

3.1 水面下での交渉の活発化と複雑化

今回の作業部会に先立って、議長は、多くの国家や地域代表と非公式の折衝を行ったようである。それ以前にも各国代表及びNGOと折衝を行う議長の権限は正式に認められていたが、今回は、特に国家代表との間で精力的な交渉が行われたことは、さまざまな情報原からも確認できる。前述のように、第2会期では作業部会開催のわずか1週間前に「第2会期議長案」が提出されたことで、賛成国が十分な意見表明することができず、議論が萎縮したことに対して、議長への批判があったのではないかと推察する。第2会期前に行われた国家・議長間折衝は反対国中心であったと推測されるが、今回は、賛成・反対両陣営の多岐にわたり交渉を行ったものと考えられる。

議長は、この会期で宣言案を完成させたいという思いで精力的に交渉を行ったにも関わらず、交渉を重ねる過程で、賛成国と反対国の間にある溝を埋めることは（少なくとも短期的には）困難なことが明瞭になったものと推測される。すなわち、交渉によって平和への権利をまとめようとしたものの、逆に、国家間の異なる立場が表面化したため、宣言案への収束は不可能というのが、議長の実感ではなかっただろうか。第3会期内に議長は、「平和への権利に関して国家間が合意できる段階ではないと考えている」とはっきり言い、一貫して悲観的な立場をとっていた。

3.2 危ういバランスの上で決別した作業部会と議長

今回の作業部会の議事運営は、以下A～Cの3要素を吟味したうえで立案されていた議長のシナリオに沿って行われたものではないかと推察される。

A) アメリカ、ロシア、EUの主要国が、平和への権利に反対していること。

もともとロシアは反対国ではなかったが第2会期から方向転換し、第3会期では反対の立場に。EUは内部に不安定要素を抱えながらも、反対の度合いを強めてきた。米国は一貫して強く反対してきた。したがって、議長は、こうした大国の意思に反して、平和への権利を諮問委員会案のように明確な形で宣言するのは不可能と考えるに至ったのではないかと推察される。

B) 議長はコスタリカ大使で、かつカリブ海諸国の推薦で議長になったこと。

カリブ海諸国は、もともと平和への権利を支持する立場にあり、またコスタリカ自体は軍隊を持たず、平和への権利を唱道するにふさわしい国と考えられている。もとより、数の上では平和への権利賛成国は反対国よりも多く、平和への権利の権利性を削った「第2会期議長案」のような宣言案を最終案にすることは、自らの出身国及び出身地域の基本方針、ひいては平和への権利を支持する多数の国が議長に与えた信頼を裏切る、と考えたのではないだろうか。

C) 議長の責務

そもそも人権理事会から作業部会と議長に与えられた責務は、平和への権利に関する国連宣言を起草することであった。したがって、平和への権利を宣言しない草案を作成することは本来の責務に反するともいえる。また、何の宣言案も採択しないというのは、作業部会そのものの失敗を意味し、議長の経歴を傷つける最も屈辱的な閉幕である、と考えたのではないだろうか。

議長は、自らが最終会期とした第3会期において、責務を全うする方策を模索していたことは確かである。しかし、宣言草案採択に向けた合意の段階にない作業部会では、第1条を議論すればするほど、賛成国と反対国との間にある溝の深さが露見し、決裂しかねないという予測の元に、前文については参加国全体で議論する一方で条文は小グループによるインフォーマルな議論で宣言案を仕上げる(シナリオ1)、それが不可能な場合には議長の妥協的宣言案を最終日に提示して、これをのんでもらう(シナリオ2)、という2つのシナリオを最初から描いていたのではないだろうか。作業部会最後に提出された報告書案、宣言案は、作業部会の会期半ばで、すでに用意されていたものであった。

3.3 「平和への権利」の人権化と高い壁

平和への権利について、現在も一定程度の関心が(国連内及び国際社会で)保たれていることは、今回の作業部会で実感された。ただし、議論が活性化すると、平和への権利をめぐる各国の思惑がはっきりと示されるようになり、越えなければならない壁の高さも見えてくる。すなわち、平和への権利に対しての各国の期待や立場が明確になってきたと同時に、平和への権利を掲げながらも各国が同床異夢にある困難な状況も露呈してきたといえる。平和の人権化に焦点を当てている国もあれば、外国からの支配に関心が偏っている国もあるなど、方向はばらばらであるため、今後の議論のあり方は、平和への権利の法典化という目標に照らして、大いに問われなければならないだろう。

4. おわりに：国連における「平和への権利」の今後

4.1 議論継続の可能性と国際世論・各国の意思

第3会期では、次の作業部会の開催要請をするか否かについて明確な合意がなかったが、議論継続の可能性はあると思われる。作業部会における国際NGOの参加度は高いとは言えないが、参加NGO間の協力関係は保たれており、また各国の思惑や期待は異なるものの、平和への権利を議論する価値を認めている国は依然として多い。

4.2 宣言内容の変遷・希薄化の危険性

問題は、これからも作業部会を継続する、あるいは人権理事会で議論していくにしても、議論が長引くと、宣言の内容が平和への権利から遠ざかってしまう危険性があることである。反対国と賛成国の意見をすり合わせていく過程で、平和への権利の権利性が薄められ、平和への権利を法典化するという所期の目的からはずれてしまうことも起こり得る。

しかし今後何年か議論を続けるならば、逆に状況が好転する可能性も皆無ではないだろう。例えば、EUは今のところ平和への権利の承認に反対しているが、過去には玉虫色の態度を示してきた時期もあったし、カナダやオーストラリアも政権が交代すれば現在の極めて硬直した姿勢が崩れる可能性はゼロではなく、アメリカを除く多数の国が賛成する好機が訪れるかもしれない。

平和への権利の作業部会では、投票にかけないコンセンサス方式を基本方針としてきたが、コンセンサス方式ではなく多数決でも採択は可能ではないだろうか。平和への権利は革新的な内容を持つので、そもそもコンセンサスの形成は難しい。国際人権の歴史を振り返ると、新しい人権や、子どもの権利、女性の権利、死刑の廃止などに関する諸決議も、最初からコンセンサスがあって採択されたわけではない。すでに条約が発効していても、依然として国際社会全体のコンセンサスが存在しているとは言えない人権もある。

4.3 宣言採択後のフォローアップの可能性

仮に、平和への権利宣言が投票（多数決）によって採択されるとするならば、フォローアップは難しくなるだろうが、しかし不可能ではない。発展への権利は、コンセンサスで採択されなかったこともあって、国連システムの中でも実施が困難な権利であるが、宣言採択後も作業部会が継続しており、権利の具体的な実施指標を作成するなど、フォローアップを強化する努力が続いている。

平和への権利についても、たとえ完全なコンセンサスの形成が困難であっても、話し合いを継

続させていけば、将来のフォローアップも含めて意味のある平和への権利宣言を作ることは可能ではないだろうか。

(以上)

「資料」『平和への権利に関する宣言』草案第1条の変遷

1. 「諮問委員会案」…（「平和への権利を有する」と明記）

第1条1 個人及び人民は、平和への権利を有する。この権利は、人種、出身、国籍、民族的もしくは社会的出自、皮膚の色、性別、性的指向、年齢、言語、宗教もしくは信仰、政治的もしくはその他の意見、経済的な境遇もしくは資産、多様な身体的もしくは精神的機能、市民的地位、出生もしくはその他のいかなる条件をも理由とした区別又は差別なく、実施されなければならない。

2 国は、個別に及び集合的に、又は多数国間組織の一員として、平和への権利に関する主要な義務保持者である。

3 平和への権利は、普遍的、相互依存的かつ相互関連的なものである。

4 国は、国際関係において、武力の行使又は武力による威嚇を放棄する法的義務を遵守しなければならない。

(5 項、6 項省略)

2. 「第2会期議長案」…（平和への権利の権利性が削られ、「生命に対する権利」に置き換え）

第1条 すべての人は、すべての人権及び基本的自由、特にすべての人権、平和及び発展が十分に実現される文脈における生命に対する権利の、促進、保護、及び尊重を受ける権利を有する。

3. 「第3会期議長案」…（平和への権利に回帰する方向へ）

第1条 すべての人は、平和と安全、人権、及び発展を享受する資格（権利）を有する。

4. 作業部会第3会期報告書に付録掲載予定の草案…（会期最終日に提示された議長案。さらに平和への権利の権利性を明確に。ただし、あくまでも議長案にすぎない）

第1条 すべての人は、安全が維持され、すべての人権が促進及び保護され、かつ発展が十分に実現されるような、平和を享受する権利を有する。

※上記条文はいずれも参照のための仮訳につき、転載・引用はご遠慮ください。

6月6日国際人権報告学習会に参加して

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟国際部長 菅野 亨一

6月6日(土) 青山学院大学で、4月に行われた平和への権利作業部会第3会期に参加された方々からの報告学習会と、この間国法協としても取り組んできたフィリピン移民事件に関する報告学習会が二本立てで開催された。国際人権という共通テーマがあるものの、4時間にわたるもので、焦点が2つあり、参加者が心配されたのは確かであった。両学習会とも20名を超え、延べ25名の参加者で、これまでにない新しい参加者がこられたことが特筆すべきことである。「憲法9条にノーベル平和賞を」実行委員会からの参加者や移民労働者労働組合の関係者、自衛隊員の参加などである。

学習会に参加しての率直な感想を数点挙げさせてもらうことにする。平和への権利の報告には、私は大きな期待があった。それは作業部会第3会期で人権理事会に提案する案を作れなかったことは知っていたが、どんな議論経過と最終結末がどんなものか詳しく知りたいと考えていたからである。それは今後の運動の展望をどのように考えるかにとって不可欠だからである。武藤氏からは作業部会の議論と評価が報告され、笹本氏から今後の運動の方向性が語られ、関心に正面から答えるものであった。報告は4つの柱建てで進められた。①第3会期までの経過 ②第3会期における議論とその特徴 ③第3会期の評価 ④国連における「平和への権利」の今後という内容である。

この運動の到達点を考える上で、第3会期だけで見るのではなく、2005年にスペイン国際法律家協会で平和への権利世界法典化の運動を開始して10年間であり、そのスパンで考えてみることの重要性を教えられた。平和への権利の世界法典化の運動は、イラク戦争に反対する運動が世界中に広がったけれど止められなかった反省から、市民が平和に生きることを権利とする必要があるとして、市民の中から生まれた運動である。市民の運動から国家間の協議に舞台は移ったわけであるが (NGOも参加はしているが)、諮問委員会でも、作業部会でも法典化賛成が多数派ではあるが国際的合意には至らない。第2会期のように大きく後退する議論もあったが、それを修正して前進させてきたのもNGOの力によるところが大きい。国家間の合意にいたらないことは、ある意味では、再度市民社会に返されて、運動の再構築が求められているとも言える。市民社会の発議から国家間の議論 (利害の対立)、そして市民社会の運動の再構築という流れの中で運動の到達点を考えることが必要だと思ったことである。

第2に賛成国は確かに多数派であるが、平和への権利に託する思いは国によって相当違いがあることが、議論を通じて明らかになってきた。当初賛成国であったロシアは第3会期では反対国になっている。アジア・アフリカ・ラテンアメリカの国々は先進国の支配を排除することに力点があり、人権として平和という視点は必ずしも強いものではない。また国家間では異なる立場がいよいよ明確になり、その溝を埋めるのは困難であるという状況が鮮明化してきている。これを国家間の議論で

埋めることはできない。賛成国の共通理解と国家間の溝を埋めるのは市民社会での運動の再構築ではないだろうか。笹本氏からも提案されたことであるが、各国政府への署名を使った要請行動、国連への世界規模での署名要請行動など市民運動、そしてイタリアなどで進んでいる平和への権利都市宣言の採択運動などを作り出すことである。第三の人権である平和への権利を樹立する市民運動の発展なくして現状は打開できないのではないだろうか。そして平和への権利の世界法典化という課題か南北問題という次元から、脱却することがどうしても必要である。EUのなかに平和への権利の法典化を推進する国がいくつか生まれるような国際NGO運動が求められている。

議論の継続であれ、出直しであれ、世界の流れはこの10年間の平和への権利の世界法典化の議論の中で、より確かなものになってきた。その中でNGOは決定的な役割を果たしてきたことは事実である。今回人権理事会がどんな方向性を出すかについてもNGOの声を無視することはできない。

7月11日に「イタリア 平和への権利条例学習会&6月ジュネーブ国連人権理事会報告」を東京で行いました。詳しくは次号でお伝えします。

***** 学習会の宣伝文 *****

イタリアの地方自治体は、1980年代から、平和への権利を盛り込んだ条例を制定しています。これはイタリアのパドバ大学など市民が呼びかけたもので、100以上の地域で条例ができています。イタリア憲法は、侵略戦争の禁止条項がありますが、それを地域に根付かせるために、地方でも平和を権利として捉える運動が始められました。今回の学習会では、その点を学習し、日本における「平和への権利」と「平和的生存権」の普及活動に役立てて行きましょう。イタリアツアーも考えています。

また、6月下旬の国連人権理事会で平和への権利は、どう議論されたのか、今後どうなるのか、ジュネーブ報告もあります。

資料:

平和への権利・国連人権理事会作業部会第3会期 議事録(抜粋・要約)

関東学院大学法学部准教授 武藤 達夫
成城大学大学院博士後期課程 本庄 未佳
横浜国立大学大学院博士後期課程 高部 優子

*議事録の○内の文章は議事録作成者(武藤)による補足説明など

《4月20日:第1日目 午前》

議長

この作業部会を最終会期として開始する。私が新たに作成した宣言案には、全ては反映することができなかったが、私は様々な異なる立場から受け取った意見を反映させるよう努力した。この作業部会の開催に先立って、私は積極的に協議を行ってきた。各国との協議だけではなく、ASEAN、EU、太平洋グループ、南米など地域ごとの協議も行った。私はまた国連諸機関とも協議を行い、また研究者や市民社会からのアドバイスもたくさん受けてきた。その結果、私の理解としては、国際社会及び国家が、平和への権利を人権として承認する方向へ進む準備はまだできていないと考えている。

私は、現在作成している平和への権利の宣言において、5つの要素が最も重要だと考えている。①国連憲章における紛争の平和的解決、②戦争の除去、③平和と発展、④発展と貧困の撲滅、⑤平和教育の促進である。このような要素を取り入れて宣言を作っていきたい。

今回の作業部会でもティカアプローチ(開かれており、透明性があり、コンセンサスを重視する方法)を採りたいと考えている。特に議論の透明性、コンセンサスの重視を掲げて作業部会における議論を進めていきたい。

まず、新草案全体に関する一般的意見を聴取し、次に、前文の各段落及び本文の各条項について一読、二読と進めていきたいと思う。



クリスティアン・ギジェル議長
撮影2014年

一般的意見(特徴的なものを抜粋)

キューバ

平和は人民がすべての人権を享受するための根本的条件。平和は人権の重要な要素のひとつであることは疑いの余地がない。もしこのセッションが最後となるならば、これは成功しなければならない。この作業部会に与えられているマンデイトというのは、平和への権利の宣言を起草することであり、作業部会は、この目的を忘れてはならない。

エジプト

アフリカ地域を代表して発言する。アフリカ地域にとって重要なことは武力紛争の予防、紛争の平和的解決、及び平和教育である。しかし、それ以外にも兵器、ことに大量破壊兵器等の様々な問題が残っている。宣言案の本文に、あまり進歩が見られないことについて、アフリカ地域は不満をもっている。特に、今回の草案は、平和への権利を法的に明瞭にすることについては進歩がみられない。

アルジェリア

アフリカ地域の代表として発言をする。アフリカ地域グループにとって、平和への権利とは、個人の権利でもあり、人民の権利であると考えている。平和とは、単に戦争がないだけでなく、正義、法の支配、平等、発展への権利を包括するものであり、したがって、平和への権利は人権としてとらえられるべきである。アフリカでは、平和への権利は、すでに多くの文書に反映されている。たとえば、アフリカ人権宣言や民主主義に関するアフリカ宣言等の文書に平和への権利は明記されている。従って、我々は平和への権利を、さらに一歩先に進めるための作業をしなければならない。



ベネズエラ

新草案の前文で、発展への権利に言及をしていることを評価する。ベネズエラとしては、平和への権利はすべての人民の権利であるという点は、国連憲章から導けると考えている。侵略やその他の方法によって平和を脅かされているならば、平和への権利を享受する余地がない。したがって、平和への権利のために戦争の脅威を取り除くことが重要である。このことは、国連憲章の原則に明示されている。

マレーシア

人民の平和への権利を認める。戦争の予防なくして人権は保障できないことを国際社会はすでに認めている。

ロシア

この文書がコンセンサスによって採択されることが重要であると考えている。前回の草案よりも今回の草案がより一歩前進していると評価できる。

EU

議長がコンセンサスを重要にしていることを高く評価している。前回の作業部会から明らかのように、平和への権利は個人の権利であろうと、集団の権利であろうと、いかなる法的基礎をもっていない、とEUは理解している。しかし、コンセンサスによって宣言案を採択できるように交渉する準備はしている。

中国

平和への権利は国連憲章や国際的なさまざまな人権文書の精神を汲み取っているため、われわれはこれを支持している。コンセンサスは重要であるため、コンセンサスを達成することによって、われわれも政治的意思を示したい。

米国

米国は、この作業部会を設置する人権理事会決議に反対票を投じ、また、この作業部会に与えられたマンデイトにも反対をした。しかし、それでも、一貫してこの作業部会に参加し、積極的に発言してきた。これからもそのように参加する意志がある。

今回の草案は交渉のためのよい基礎である。しかしながら、われわれとしては、これが難しい交渉になると考えている。

オーストラリア

オーストラリアは、国際法は平和への権利を承認していない。オーストラリアとしては、平和への権利が宣言のタイトルにも本文にも入らないことを、強く期待している。

イギリス

平和への権利は一切の法的基礎をもっていないと考えている。

日本

日本は平和を希求している。平和と人権との相互関係についても認識している。平和はすべての人が人権を享受するために必要な条件であると考えている。しかし、人権としての平和への権利については国際的なコンセンサスがまだないと考えている。日本は、この作業部会が勇み足で平和への権利を宣言するべきではないと考えており、したがって、より一層慎重に交渉を続けることを望んでいる。

ザンビア

ザンビアは、平和への権利を強力に支持している。たとえば、ASEAN 人権宣言において、平和への権利はすでに規定されている。

【NGO】

スペイン人権法協会、IADL、United Network of Young Peacebuilders、国際人権活動日本委員会（ジャパニーズ・ワーカーズ・コミティ）、日弁連、女性と平和のための国際連合、グローバルノーキリングが発言。

スペイン人権法協会及びIADLが、この草案は、平和への権利宣言に全く意味がないと強く反対の意を主張し、United Network of Young Peacebuilders、女性と平和のための国際連合は、平和が単なる戦争の不在ではなく、教育、人権、正義であると強調した。

《4月20日：第1日目 午後》

新しい草案に対する一般コメントを国家代表から引き続き聴取

ジブチ

ジブチは、アフリカ諸国の代表アルジェリアを支持する。平和への権利は、それ自体が固有の権利で根本的なものだと考えている。平和なくして人権は保障できない。宣言は平和への権利に焦点をあてること希望する。

チュニジア

アルジェリアを支持する。平和への権利宣言には、外国による支配に関する文言を入れるべきと考えている。外国による支配は屈辱的であり、支配されるすべての人びとの人権を侵害するもの。われわれは、外国の支配の問題の重要性について提案していく予定。

(ここで一般的意見の聴取は終了)

宣言案の第1読（前文）

議長

今回の草案では、すべての文言が、これまで人権理事会その他の国連機関で採択されたものや国際文書を基礎としていることがわかんと思う。前文については、4つのパートで構成した。1が「平和と安全」、2が「人権」、3が「発展」、4が「平和教育」と「平和の文化」である。私は、この宣言の主たる目的を、戦争の除去と現代の世代の責任を宣言するところにおいた。

つづいて、前文のパラグラフ1から25まで、パラグラフごとに各国政府の意見を聴取。

米国: まず、私はみなさんに警告をしなくてはならない。私は、大変多くのコメントをしていく予定なので、心の準備をしておいてほしい。

1 この議事録は、平和への権利キャンペーンのHP(<http://right-to-peace.com>) に掲載されている、より詳細な議事録を要約したものです。この議事録は、作業部会における議論の概要を広く一般に知っていただくことを目的として作成されたものであって、国家代表等の発言を完全かつ正確に記録することを意図したものではありません。作業部会では録音・録画が禁止されているため、この議事録は出席者（武藤）が書き取った英文記録に基づいて作成されています。今会期の後半では各国家代表のネームプレートが外されており、さらに、マイク及び同時通訳が使用されなかった日もあるなど、メモを取ることで自分が極めて困難な状況の下で作成されたものです。その旨をご理解の上、お読みいただくようお願いいたします。

2 議事録作成にあたり、3名の役割分担は下記の通り。

武藤達夫：英文記録の作成と、その日本語への口述翻訳。

本庄美佳：上記口述翻訳の聞き取りと、文字起こし及び文章整理。

高部優子：上記口述翻訳の聞き取りの一部分担と、インタージュリスト掲載のための

要約・削除等の編集。

《4月21日：第2日目 午前》

まず、一般的意見について一部の国家代表から追加発言の要請があったため、数カ国が一般的意見を表明。つづいて、NGOから前文についての意見聴取。その後、議長から、小グループに分かれて議論及び文面整理を行うことが提案されたが、反対国が多く、この提案は撤回された。

NGO

前文各パラグラフについての修正案や、平和教育の必要性（United Network of Young Peacebuilders）、発展の権利の強調（Work Integrated Learning Programs(WILP)）、その他に Papa Giovanni XXIII、国際民主法律家協会、IMARO、International fellowships of Reconciliation、Global non-killing などから発言があった。Japanese Workers' Committee も前文 PP24 の修正案を述べた。

議長による提案

議長：議長として、これからの議論の方法について提案がある。皆さんの意見を聴いてから決定をしたいので、まず意見を求める。議長としては、今日の午後は全体会議を行わずに、小さなグループに分けて、前文の文言の修正について協議を行うことを提案したい。

議長提案に対する各国の意見

カナダ：小さなグループに分けた協議というものがどのように行われるのか解らないため、明確にしてほしい。

議長

昨日から今日にかけて修正案が多く出された。その意見の書き集めたものを基礎として、小さいグループごとに参加を希望する国々を集め、文言についての交渉・整理をしたい。

イラン

その意見の書き集めたものについてももう少し詳しく知りたい。たとえば、小さいグループの構成というのはどのようにする考えなのか。

議長

小さな起草グループのようなものを考えている。そのグループには、それぞれの前文段落に興味のある国々に参加してもらう。

インドネシア

もともと提示されている議長のオリジナル草案について交渉するのか、それとも、今まで集めた提案をもとに交渉するのか。

議長

私の議長案は基礎になるが、今日までに提示された意見や修正案を考慮して行う。今まで出された提案のなかには簡単に草案に盛り込むことができるものもあれば、そうでないものもある。したがって、その扱いについてどうするのか、ということ自体が交渉の対象となるだろう。

ロシア

われわれは柔軟に対応するつもりであるし、議長のリーダーシップを信頼している。しかしながら、この会合では、まだ本文各条項の第1読を終えていない。そのような協議を始める前に、宣言案全体を見通すことが必要だと考えている。また、修正案の書き集めたものがまだ手元にないため、それらを評価するのが非常に困難な状況にある。このような状況で、どの修正案に同意できるのか否かを明瞭にすることすら難しい。したがって、議長が小グループの交渉をしても何に合意できるのか否かを図ること自体が難しいと思う。また、もしそのような小グループに分けての交渉をしていくとするならば、ロシアとしては全てのグループに参加したいと考えている。したがって、複数の小グループを並行に行うことはできないと思う。

カナダ

ロシアの意見に賛成する。議長の作成した草案は、もともとバランスが取れたものであり、そのバランスを取りながら、全体会合で第2読まで終了することのほうが、小グループで協議をしていくことよりもより適切な方法であると考えている。

アルジェリア

議長の提案を評価している。しかしながら、テキスト全体の第2読まで終わらせた上で、修正案の書き集めたものを配布する方がより役立つと考える。非公式の小グループによる協議は、第2読を終えてからでも行うことができると思う。とにかく、まずは草案全体を概観することが重要である。

オーストラリア

われわれも、まずは修正案の書き集めたものを配布してほしいと考える。小グループで協議を行うよりも条文全体について検討していったほうがよいと思う。

エジプト

第1読と第2読の間に小さなグループによる協議を行うことを支持する。たとえば、前文や条文をいくつかのブロック（前文PP1~5、前文PP6~10などというブロック）に分割して、それぞれに国家代表が集まり、非公式協議を行うことを提案する。

キューバ

ロシアの意見を支持する。まずは、草案全体を見通す必要がある。たとえば、今朝のセッションで第1読を終えることも可能と考えるため、小グループによる協議を行うならばこの作業部会の最後の段階に行うことも考えられる。作業部会の最後の段階でまだ合意の取れない部分があるのであれば、小グループによる協議を行うこともできる。

(このような議論の末、結局、今日の午後から小グループに分かれて協議・交渉を行うという提案は、議長自らによって撤回された。)

(ここで議長提案に関する非公式協議終了。)

宣言案の第1読（第1条~第5条）

第1条（特徴的なものを抜粋）

議長

第1条は、国連憲章の3つの柱、「平和」「人権」「発展」を中心に作成した条文である。

エジプト

第1条は国連憲章の3つの柱に焦点を当てるのではなく、「平和」のみに焦点を当てるべきである。

議長に対して、entitlementとrightとの相違について説明を要求。もし相違があるならば、なぜ端的にrightという表現を用いないのか。もし、entitlementとrightに法的な違いがあれば教えてほしい。

議長

entitlementという表現を用いた理由は、これが自由権規約のなかで用いられているため、今回の宣言案の漸進的な性質に照らして適切な表現であると考えたものである。

キューバ

この宣言は平和への権利に関する宣言であるため、本文第1条で平和への権利という宣言の表題に言及しないのは違和感がある。したがって、「個人及び人民は神聖なる平和への権利を有する」という表現を挿入することを希望する。

ブラジル

第1条に「平和への権利は奪うことのできない人権であり……」と言及すべきである。第1条bis(その2)として、平和への権利の効果的な促進に関する条文を挿入してほしい。

インドネシア

「すべての人及び人民は平和を享受する権利を有する……」という文言を挿入してほしい。

カナダ

作業部会第1会期において、平和は重要であるが、平和への権利は国際法上に存在しないというカナダの立場を明確に示した。この立場からして、議長の新草案は、カナダの考えを超越していると考える。しかしながら、議長の草案はバランスが取れていることから、この議論を進めるための基礎としては支持する。

<反対国であっても、コンセンサスとなるならば反対しない意志の表明ともとれる。>

モロッコ

「領土保全及び政治的独立」という文言の挿入してほしい。

オーストラリア

第1条は国連憲章の3つの柱、「平和」、「人権」、「発展」の相互関係を規定するものであることを希望する。したがって第2会期の「すべての人は平和、安全、発展を含むすべての人権の保護及び尊重を受ける資格を有する」というものであるべきだ。しかしながら、議長の新草案も妥協点としては受け入れられると考えている。

<カナダ等の発言と併せて考えると、議長案第1条の文言は、会期間交渉で反対国側から一定の了承を得ているものと推察される。>

ベネズエラ

人権理事会に与えられた作業部会のマンデイトを尊重するべきであると考えている。したがって、平和への権利を明瞭にすべき条文でなければならない。しかしながら、様々な提案を、われわれは柔軟な姿勢で考慮したいと思っている。

米国

第1条を支持している。非常に小さな修正だけを提案したいと考えている。われわれは過去2年間、平和への権利を宣言に盛り込むいかなる提案にも賛成することができず、そのような権利が宣言になる場合、コンセンサスに参加しないという立場を極めて明確に示してきた。したがって、米国としては、(少々威圧的な口調で) 平和への権利を第1条に盛り込むことを示したブラジルの提案は、コンセンサスを捨て、投票に移るという提案であると理解している。基本的には現在のままの第1条を支持するが、「すべての人が権利(資格)を有している(everyone is entitled to)」から、「すべての人が平和を享受することができる(everyone should be able to)」という文言への変更を提案する。

<カナダ、オーストラリア、米国の発言を併せて考えると、議長案第1条の文言は、会期間交渉で反対国側から一定の了承を得ているものと推察される。>

パキスタン

パキスタンとしては、平和への権利宣言という宣言にもかかわらず、条文に平和への権利を盛り込まないということは、作業部会に与えられているマンデイトに違反すると考えている。したがって、ここまで提案されてきた「平和への権利」を条文に盛り込むというすべての提案に賛成する。

韓国

議長の新草案の第1条を支持する。しかしながら、オーストラリアの提案もコンセンサスが取れるものであるならば支持する。<第1希望としてはオーストラリア案だが、それでコンセンサスが得られない場合は議長案を支持するという意味>

キューバ

平和への権利を支持するが、議長の草案も支持する。ただし、議長の新草案に対する補足と見え、新草案第1条の後ろに「ここ

で述べられている要素は、ある種の法制度、または、ある国においては平和への権利を性格づけるものであり得る」という文言を付け加えることを提案する。＜妥協案を提示＞

議長

われわれは交渉のために集まっている。しかし、この交渉は非常に難しいものである。私は交渉の道を見つけるために非常に多くの努力してきた。ですから、皆さんにも協力をお願いしたい。我々は理論的にも様々な異なる立場があることを認めている。私、議長は単にガイド役を果たしているに過ぎない。そして、私が皆さんを導く役割はもう終わったと考える。したがって、皆さんが交渉を進めていかなければならないことを自覚していただきたい。私はこの交渉が成功するという大いなる希望をもっている。私は、みなさんに対して、広い視野を持ち、全体像を俯瞰することをお願いする。森のなかの1本の木を見るようなことは適切ではない。

ここで、第1条の第1読を終了し、第2条から第4条まで各国代表の意見を聴取した。

NGOからは、United Peace Buildersが、第3条の「市民社会」という文言を削除するという米国の提案に反対の意思を示し、Papa Giovanni XXIIIも発言した。

宣言案の第1読は終了

宣言案の第2読（前文）（特徴的なものを抜粋）

【パラグラフ1】

EU

“the right to peace”については、コンセンサスがない。われわれは、コンセンサスを達成する見込みのない状態で、現在行っているような議論をさらに2-3年続けるという意思はない。したがって、われわれは柔軟に対応する心構えであり、他の国家代表の方々も、柔軟な対応をしてくれるよう期待している。

＜この第3会期をもってこの議論に決着をつけたいという意思の表れか。しかし、会期最終日には継続審議に向けた含みのある発言もしており、発言に一貫性がない。＞

米国

われわれは、トラブルメーカーのようにこの議論の妨害をしようとしているわけではない。米国はコンセンサスを見出すことを誓約しており、この熱心な作業部会に真剣に取り組んで、サポートをしているつもりである。したがって、アメリカが障害であるというようにとらえないでいただきたい。

チュニジア

われわれのすべてがコンセンサスのある文書に合意したいと考えている。コンセンサスの重要性は認識しているが、コンセンサスという方法を探るのか、コンセンサスを諦めて平和への権利が明記されている文書を探るべきなのか、難しい問題を含意している。

＜コンセンサスの限界を指摘する国家代表は第2会期まではいなかったが、今会期では若干の国が同趣旨の発言を始めた。＞

キューバ

われわれはコンセンサスに達することは必要と考えているが、コンセンサスはあくまで作業部会に与えられているマンデイトの範囲内で達成すべきものである。

＜コンセンサスが得られないからといって、平和への権利を放棄するというのはあまりにもナンセンスであるという言外の意味。キューバの姿勢は初日より厳しくなる傾向に。＞

ロシア

作業部会に与えられている“草案完成”という目標を達成するために、平和への権利という権利概念は、すでに存在している概念を使用することに限定したいと考えている。何か新たな概念を生み出すのではなく、既に存在している概念のなかから宣言を構成していくべきである。

また、われわれはすでに、他の各国代表がどのような立場にあるのかということを十分理解している。だからこそ、コンセンサスに向けて進むべきである。

【パラグラフ5】

＜ブラジル、エジプト、アルジェリア、パレスチナ等の複数国がパラグラフ5に対する文言の追加、代替案、その2、その3等を提案している。非常に提案の多い条文であり、様々な国が異なった角度から意見を述べた。＞

カナダ

パラグラフ5を削除するべきである。

米国

エジプト、アルジェリア、パレスチナなどの提案については、すべて国連憲章の一部の原則を取り出して列挙したものであり、削除されるべきである。その理由は、一部特定の原則だけ抜粋することにより、他の原則の重要性をおとしめてしまう印象を与えるため。

<この真意は、パラグラフ5で提案された諸原則、すなわち、領土保全、政治的独立、武力の行使及び武力による威嚇の禁止が、宣言に入ることを警戒しているため。カナダも同様の趣旨で、同パラグラフの削除を要請していると考えられる。EUも同様か。>

EU

カナダ及びアメリカを支持する。

アルジェリア

世界の多くの人民 (people) は、いまだに植民地支配や外国による支配を受けており、自決権さえ否定され続けている。外国による支配、それに伴う人権侵害や権利の搾取について言及することは重要である。

米国

ブラジルの提案を支持できない。理由は、侵略の罪 (an act of aggression) についての言及があるため。この文言は、国際刑事裁判所に関するローマ規程の侵略行為を基礎としていと考えられるが、そもそも米国は国際刑事裁判所の存在を承認しておらず、侵略行為の定義については、現在審議中であり、未確定の概念であるため、その文言を宣言に挿入することは支持できない。

<1974年12月14日に国際連合総会第29回総会で、侵略の定義に関する決議 (UNGA Res. 3314 on the Definition of Aggression) が採択されている。侵略とは「国家による他の国家の主権、領土保全若しくは政治的独立に対する、又は国際連合の憲章と両立しないその他の方法による武力の行使」とあるので、(条約文の起草ではなく) 同じ国連総会で採択すべき決議の起草を行っていることを考慮すると、この発言には困難がある。>

ロシア

ロシアも同様に、国際刑事裁判所に関するローマ規程を批准していないため、ブラジルの提案を支持できない。

ブラジル

国際刑事裁判所に関するローマ規程や侵略行為について言及することは、欠くことのできない重要なことであると考えている。侵略行為に関して厳密な定義がないからといって、それについて言及してはならないというのは、理由にはならない。たとえば、テロリズムに関する定義は曖昧で、世界的にみて共通の定義は存在しないが、国連で言及する文書は多数存在している。

《4月22日：第3日目》

3日目は10時集合であったが、10時を過ぎても、議長が議場内の一角で各国代表と個別の協議を続けていた。その後、議長は、NGOも議場の後方に集め、議事に関して非公式な説明のようなものを行った。その結果、作業部会全体での審議は11時20分から開始され、第2読の続きから入った。

審議の開始に際して、議長から、第2読を終了するまで現行の方式で作業を続け、その後は、各国家代表のネームプレートを取り去り、議長を囲むかたちで集まって座り、非公式に近いざくばらんな雰囲気で行言案の文言を整えていく方式の協議を行いたい旨の説明があった。

この日は午後にかけて、前文パラグラフ6から25までについての意見を各国代表から意見や修正案の聴取が続いた。

その後、本文の審議は第4条から始めて第1条に遡って行く方式で始まったが、実際に審議ができたのは第2条までであり、第1条についての第2読は行われなかった。

議長からは、翌日10時から全体会を開き、その後、再び非公式に近い雰囲気で協議を継続する予定である、というアナウンスが行われた。

《4月23日：第4日目 午前》

議長

全体会を始める前に、市民社会からの意見を聴く約束になっているため、NGO意見の聴取から始めたいと思う。

NGO

United Network of Young Peacebuilders

今回の作業部会に参加しているNGOの多くが前日及び当日早朝に協議し、合意に達した市民社会の共同声明を読み上げた。共同宣言では、採択される宣言案では「平和への権利」を規定することによって、人権理事会から作業部会に課されたマンデイトを果たすよう期待している旨が述べられた。

と同時に、共同声明は参加NGO間で共有される最小限の核となる意見・要望であり、すべてのNGOの意見を完全に反映しているものではないこと、したがって、各NGOは、この共同声明に加えて、さらに追加の発言も準備していることが説明された。

スペイン人権協会

この宣言は平和への権利を明記するものでなければ意味をなさない。平和への権利は、既にアフリカ、ラテンアメリカ、アジア等の条約、文書において明記されており、国際法上においても、市民社会においても成熟しているものである。我々は、平和への権利を否定する各国が反対理由を説明することを期待して、作業部会第1会期から継続して出席しているが、そのような説明がまったくなされないことに非常に不満をもっている。

その他、日弁連、国際人権活動日本委員会 (Japanese Workers' Committee for Human Rights) 等いくつかのNGOが意見声明を行った。

非公式に近い雰囲気での協議

議長

これから非公式に近い雰囲気での宣言草案の協議を行うことをアナウンスし、各国代表に対し、ネームプレート (国名が記載されたもの) を置いて議場の前方中央付近に集合するよう要請した。

ロシア

まだ本文の第2読を済ませていないが、第2読を終わらせたということにするのか。

議長

本文の第2読を完了する予定はないので、第2読は終了とし、非公式な雰囲気での協議に入らせてください。

ロシア

昨日 (第2読) 提示された修正案をまとめた文書を配布してもらえないか。

議長

そういった文書を配布しないことも、私の議事進行の一環である。誰が何を言ったかということに固執することなく今後の協議を進めたいという趣旨から、この時点では今まで出された修正等を明示した文書を配布することは控えさせてもらいたい。

<国家代表らは議長の指示通り、議場の前方中央付近に身を寄せ合うようなかたちで着席した。議長からNGOへの指示は全くとなく、退室を命じられたわけでもないため、国家代表らを後方から取り巻くようなかたちで議論を聴き入った。

会議場の前方スクリーンには今までと同じく、宣言案とそれまでに提出された修正提案が括弧付き等で表示されていた。ただし、そこに表示されている提案には、それまでと異なり提案国名が削除されていた。各国家代表はスクリーンを見ながらさらに協議を進めた。

しかし、この非公式な雰囲気での協議ではネームプレートがなく、同時通訳もなく、協議はすべて英語で行われることになるとともに、マイクも議長用の他は1~2本しか使われていなかったため、すべての人がマイクを通じて話すことが不可能になった。結局、マイクを使用して協議に参加できるのは、議長と、議長を取り巻く数名の国家代表のみとなった。

<それまでと異なり親密感のある協議とはえるが、同時通訳がないため英語圏ではない国家 (特に、通常は同時通訳に頼ることが可能なスペイン語圏、フランス語圏、アラビア語圏等の国家代表) には不利になった点は否めない。また、マイクなしで発言する国家の声は、他の国家代表にも聴き取づらく、ましてや後方に位置するNGOには非常に大変聞きにくい。議長を取り巻く国には米国やロシアなどいわゆる大国が多く、発言の順序も議長が適宜決める方式 (それまではアシスタントが補助) で、大国中心の協議方式になったともいえる。なお、協議を行うのは前文のパラグラフについてのみであり、協議するパラグラフの順番も、議長がピックアップして進められることになった。議長としては合意が得られやすいと考えられる修正案の少ないパラグラフから取り挙げることで、早い段階で合意に達したパラグラフ数を増やすという意図があった、と考えられる。>

この方式による協議の結果、パラグラフ2、4、6、7、8、9、12、17、18、19、22、23、は確定または暫定的に確定とされた。パラグラフ10は合意に至らず、パラグラフ11は完全削除を主張する米国の強い反対により、最終的に削除されることが決定した。

【パラグラフ25】

論点は、①生命権に言及している部分を残すか否か、②"Security"という言葉を入れるか否か、の2つであった。

①については、アメリカが削除を強く提案し、その他、平和への権利に反対する諸国が、生命権について言及を避けるべきという意見に同調した。

②については、EU、アメリカからの提案があったが、規定に入れることの合意には至らなかった。

生命権の文言は、「暫定的に」削除されたが、最終的合意には至っていない。

<非公式な雰囲気での協議になってから、議論の進行が、やや偏った方向に変化してきたといえる。それまで議長は「○○の提案が

あるが、どうすべきか」と問いかけることで、中立的な立場による議事進行を行ってきたが、非公式な雰囲気での協議に入ってから、発言したい者のみが適宜発言するという議事進行に変化したため、国家間の力のアンバランスが如実に表れるようになった。たとえば、ロシア等の大国の発言について、直接に反対意見を言うこと難しい雰囲気になった。>

《4月23日：第4日目 午後》-----

議場が、XIXからXXIVという小さな会議室に移された。議事進行の方法としては、依然として非公式な雰囲気での協議であり、各国代表にはネームプレートがなく、通訳も行われなかった。しかし、マイクはすべての国家が使用できるようになり、協議は聴き取りやすくなった。

【パラグラフ7】

米国

国連憲章の表現に忠実であるべきである。

<最終的には、米国による主張のように、国連憲章の言葉どおり「連合国の人民」という言葉も入ったままで確定される。>

【パラグラフ10】

米国・EU

「固有の尊厳及び平等で不可譲の権利の承認が世界の自由と正義、平和の基礎である」という表現では、人権がなんらかの条件に依存しているようなニュアンスとして解釈できてしまうため、承認することができない。

EU

表現を変更することによって解決されることではなく、人権にかかわる考え方そのものであるため、反対の意を強く表明する。

他の国々

人権が平和に依存しているという表現は特に問題がないため、アメリカ、EUの反対を受け入れられない。

<妥協案としての表現もいくつか提案されたが、EUは断固として立場を譲らず、未確定のままで残されることとなった。>

【パラグラフ13】

数カ国

表現があまりにも広すぎるため、削除すべきであると主張。

キューバ等の国

パラグラフ13は重要性があるため、残すべきであると主張。

エジプト

発展への権利についても言及すべきである。

米国

発展への権利については削除すべきである。

<この時点では未決定になり、最終日に、パラグラフ13は削除されるに至る>

【パラグラフ15】

パキスタン等複数の国

「不平等な国際秩序」に関してもっと強い表現を規定してほしいと要請。

→ (いくつかの反対国があり、受け入れられなかった。)

米国

今までの国連文書等で合意されている表現以外は何も使うべきではないと考える。

ロシア

緩やかな表現でよいので、国家間の不平等についてなんらかの表現する文言を入れることを提案する。

議長

ロシアの提案通り、緩やかな表現で国家間の不平等について言及することでよろしいか。

アメリカ

許容可能であると考えられるが、どのような表現を用いるのか具体的ではないため、現段階で承認可能か否かを判断することは難しい。

<この頃から、議事の進め方において、ロシアとアメリカの意向を非常に重視するという議長の姿勢がより鮮明に現われはじめる。議長は、米国とロシアを名指し、提案の承認を直接聴くようになっている。極端に言えば、各パラグラフの文言を確定するために「これで米国もロシアも良いですね」と1回1回念を押すような方式に近い。この非公な雰囲気協議という進行方法は、露骨な大国主義の議事進行に陥っていった。>

【パラグラフ16】

<第2読において、ブラジルの提案とアメリカの提案の趣旨が同様であるため、一方を規定すれば十分であるというような議論が行われていた。結局、ブラジルの提案がおおむね承認され、後に確定に至っている。>

パラグラフ19、24bisは確定。21bisは括弧付きで残すことになる。

【パラグラフ20】

ブラジル

アメリカとオーストラリアによる修正案については、柔軟な対応をする考えであるが、「発展への権利」という言葉を削除することには反対する。パラグラフ20から「発展への権利」という文言を削除してしまうと、このパラグラフ自体が意味をなさなくなってしまう。

議長

妥協案として、平和の文化に関する宣言の文言をそのまま使用することによって、その宣言のなかの文言として発展への権利に対して言及するのはどうか。

ロシア

仮にここで「発展への権利」のみに言及すると、平和の文化に関する宣言のなかに含意されている様々な要素への言及がないことで、不均衡が生じてしまうおそれがある。したがって、「平和の文化に関する宣言に沿って」というような一般的表現に留めるべきであるとする。あるいは、代替案としては、平和の文化に関する宣言の文言すべてを引用するかのどちらかにすべきと考える。

アメリカ

ロシアの提案した平和の文化に関する宣言を引用することのみに留めるということを支持する。

<結局、ロシアの提案が採用され、確定に至る。ブラジルは発展への権利を言及することに対し、非常に強く主張したにもかかわらず、このときの審議の流れもロシアとアメリカを中心としたものであった。議長による強引な議事進行が一層目立ってきた。>

パラグラフ18bis(モロッコ提案)は、括弧付きで留保。18terについては、修正案を出しているキューバとオーストラリア、チュニジアで直接話し合いをすることになる。パラグラフ14はアメリカやいくつかの国家が全面削除を要求し、削除されることが確定する。

【パラグラフ5】

議長

パラグラフ5については、提案が非常に多いが、どうすべきか。何かよい提案はありませんか。私は手一杯である。

アルジェリア

なくとも3つの要素があると考えられるため、3つのパラグラフ構成にすべきであるとする。

<最終的にはアルジェリアの提案が採用され、3つのパラグラフを構成することで合意される。>

《4月24日：第5日目 最終日 午前》

議長

時間が切迫しているが、私は宣言案の文書を完成させることを望んでいる。したがって、それぞれのパラグラフにあまり多くの時間をかけるつもりはない。合意がない文書については削除することを希望する。

われわれは、この作業部会を延長することはできないことから、十分な時間がなく、そうせざるを得ない。そのために、非公式な雰囲気協議での議事進行を継続したい。

最終的な議論の詰め方については、コンセンサスがあるわけではないため、文書の最終的な完成のさせ方について何らかの提案があれば、提案を聴きたいと考えている。また、私と協議をしたいという者があれば、よろこんで協議に応じるつもりである。

(特に、提案や協議を希望する国家はなく、昨日同様の協議が継続された。)

パラグラフ8は確定。パラグラフ3は、2005年世界サミット成果文書のみに言及することで合意がなされた。その他、前文のパラグラフごとに議論が進んだが、特徴的な議論は以下の通り。

【パラグラフ13】

＜ロシアの完全削除の提案について、2つの国が明らかに反対の意思を表明し、パナマも新たな表現を用いることを提案しているにもかかわらず、削除が決定された。ロシアが削除を求め、アメリカがロシアに反対の意を示さなければ、議長は、ロシア、アメリカの意向を汲み、削除を決定。削除反対国は最後まで食い下がったことから、削除の決定は極めて恣意的な印象を残した。結局のところ、コンセンサスとはいうものの、文言整理の行方はロシア、アメリカの発言に依存することに。＞

【パラグラフ18、パラグラフ18alt】

議長

議長案でよろしいか。

ロシア

昨日、メキシコのパラグラフ18alt提案で決定したのではなかったか。(資料ではブラジル提案)

議長

では、メキシコ提案で決定する。

＜議長も混乱しており、ロシアが言えばそのまま通していることが見受けられる。＞

【パラグラフ18bis】

*モロッコ提案について

アメリカ

全面削除を希望する。「国家は他の人民に対する嫌悪や偏見に対する擁護の防止を義務とする」という文言を承認することができない。

カナダ

パラグラフ18bisは文言修正では到底承認することのできない大きな問題があり、趣旨自体に賛成することができない。

(しかし、支持する国家もいくつか存在しており、削除には至らず、未決のままである。)

*ブラジル提案について

アメリカ

「根本的な原因を除去し (to eliminate the root causes)」という文言を「根本的な原因を指摘し (to address the root causes)」に変更することで、ブラジルのパラグラフ18bis提案を承認することができる。

イラン

新たな修正を承認することができないため、ブラジルのパラグラフ18bisを支持する。「指摘 (address)」ではなく、「除去 (eliminate)」が適している。「除去」という文言は非常に意欲的な印象を与える可能性があり、国連宣言は意欲的であるべきであるとする。

議長

仮に、表現について合意できない場合は、ブラジルのパラグラフ18bis提案を削除すべきである。

＜強く主張したイランに対し、強引な議事進行であると考えられる。＞

イラン

この時点での削除は時期尚早であるとする。このまま保留する方向で考えるべきである。

アルジェリア

我々は、合意できないすべての言葉を削除していった場合、最後には何も残らないのではないかと考える。

議長

(かなり興奮した口調で) 私は最善のことを行っている。合意がないのであれば、そこには合意がないのであり、議長の問題ではなく、

あなた方の問題であるので、勝手に進行すればよいと考える。＜アルジェリアを牽制。＞

チュニジア

今日合意に至らないからといって、明日合意に至らないとは限らない。このまま保留しておくべきである。

議長

では、今日はこのまま保留というかたちを維持することを決定する。

＜最終日、午前の最後は議長の焦りが明白になり、少し険悪な雰囲気で終了した。＞

議長

短い昼休みを取ることを提案する。(→決定。)

《4月24日：第5日目 最終日 午前》-----

引き続き、前文の段落ごとの討議。以下、特徴的な議論を挙げる。

【パラグラフ24】

アメリカ

修正を加えたものの、受け入れがたいものである。

議長

受け入れがたい特定の部分があるのであれば、示してほしい。

アメリカ

「the right to life」の部分である。

議長

では、パラグラフ24を括弧に入れることにする。

ロシア

表現を変更することを提案する。

アメリカ

表現の問題といったことでなく、平和について言及している文脈のなかで「the right to life」について言及することに問題意識をもっているのである。

＜平和と「生命に対する権利(the right to life)」を結びつけることで、「平和への権利(the right to peace)」が言及してしまうおそれがあることを十分に認識しており、このパラグラフに生命に対する権利を入れないことについては、本国から明確な指示が届いていることがうかがわれる。平和と生命に対する権利との連関は、すでに自由権規約の解釈でも指摘されてきたことであり、この連関に関する一般的認識が広がることを最も警戒すべき点の一つと考えていると推測される。＞

一時保留になり、後に議論をすることになる。

パラグラフ6について議論をしているときに、議長が発言をした。

議長：(興奮気味に) すでに、金曜日の16時をまわったところである。私はこのパーティをもうこれ以上続けることはできない。私のオフィスで協議を行うので、協議に参加したい者は私の部屋に来るように。私には、もうこの政治的なゲームを続けるつもりは毛頭ない。

＜強い口調で発言していることから、16時を目処に動くことを予定していたと考えられる。このような姿勢をとるタイミングをうかがっていたと考えられる。＞

議長のオフィスでの協議

議長は議場を去った。各国代表はすぐに移動するわけではなく、少しの間ざわつきながら議場に残っていたが、三々五々議長のオフィスへ移動していった。それに続きNGO代表も移動した。しかしながら、議長のオフィスに入室を試みたNGO代表もいたが、入室を拒否され、退出を命じられたようであった。議長のオフィスでの話し合いは完全な密室協議になったが、実質の協議時間は5

分程度の非常に短いものであった。

<この協議の短さからも、何かを「協議」したというよりは、今後の議長指針を伝えられた程度のものであったと予測される。議長の部屋からは特にロシアの声が聞こえてきていた。国家代表は、議長の突然の退場を予め予想していたようには見えなかったが、しかし、さして驚いた様子でもなかった。>

非公式な雰囲気での協議再開

議長

第3会期のはじめから、宣言案のテキストを作るという明確な計画を立てていた。宣言案のテキストはバランスの取れたものである必要があることも理解していた。この作業グループの皆さんは、そういったバランスのとれた宣言案を作り上げるというゴールに到達することができるということも確信をもって、この協議を始めた。しかし、この時点になっては、それが不可能であることを悟らざるを得ない。そこで、私は平和への権利に関する草案を作成した。私がここに用意したのは、いままで相当な議論をし、完成に近づいた前文部分だけでなく、まだ第2説が済んでいない部分、本文を含んでいるものである。これが私のできる最善のものである。皆さんがこれを受け入れてくれることを期待する。私の役割はここで終わるので、ここから先の作業は、ここにいる各国代表の方々ににかかっている。議場の皆さんから意見をうかがいたい。

ロシア

今渡された文書を見ると、灰色の部分と黄色の部分が存在しているが、これらの違いは何かを教えてほしい。

議長

灰色に塗られている部分は、この作業部会によって採択（確定）されたものである。太字で黄色になっている部分は、議長案（私自身の提案）である。宣言案のタイトルはこの作業部会に与えられた権限通り、「平和への権利」に関する宣言となっており、「平和への権利」という表現を用いている。しかし、議長案第1条には、「平和への権利」という表現そのものは使われていない。

シリア

これを受け入れるか否かは、我々の選択であるという説明だが、議長としては、われわれがこれを採択するかどうかに関心がないということか。

議長

私に与えられた権限は既に終わった。

（つづいて議長は、配布されたばかりの宣言案のそれぞれの前文パラグラフ、本文条文の簡単な説明を始めた。）

<急に、それぞれの文案の趣旨説明を始めた。非常に違和感のある議論の開始であった。配布された議長案は、各国の提案を編集したものではない。議長の判断により提案の一部が採用される一方で、一部は削除されている。また、今会期でまったく議論されていない議長案も含まれている。>

国名不明

パラグラフ20bisは表現を修正したいと考える。

議長

いまだら、ここで修正案の議論を始めることはできない。

<ここで各国代表は、みな外交的な態度になってきた。議長が機嫌を損ねたようにふるまったので、各国代表は議長の功績を褒める外交儀礼的言葉を口にした。

その後、提案国名を記載したワーキング・ペーパーに類する資料の作成を求める意見が、複数の国家から非常に強力かつ繰り返し出されたが、議長は、その議論にまったく取り合わなかった。米国とロシアが国名を記載したいかなる文書の作成も阻止する姿勢をとったこと、また、議長自身も国名記載のワーキング・ペーパーを作成することは、この会期の失敗を意味するものとして、受け入れられなかったものと推測される。>

ここから、前文の問題点のあるパラグラフを各国代表が指摘をする。

議長

これで前文についての議論をすべて終了し、一応仮にはあるが、前文の草案を作ったことになる。

エジプト

恐縮だが、前文の議論を終えるまえに、核軍縮についての話し合いが終わっていないと思う。自国の核軍縮に関する提案についての議論さえできておらず、各国代表のリアクションすら得られていない。われわれは核軍縮についての議論を行うことを希望する。

イラン

核軍縮についての議論を行うことを希望する。我々が提案したパラグラフから「発展への権利」が削除されてしまっているところも懸念している。「発展への権利」については、この宣言において反映されるべき権利であり、仮に草案に反映されないのであれば、「一般的意見」あるいは「草案の説明」部分で草案に反映されていないまでも、反映されなかった経緯を説明することを希望する。

議長

仮に私がすべての提案を反映させるならば、それはもう議長提案ではなくなるであろう。仮に各国代表が議長提案を希望しているのであるならば、もうそれはすでにあなた方に手渡ししてしまっている。したがって、私はこの草案にすべてを反映させることができない。「発展への権利」について言及しなかったことは申し訳ないが、理解してほしい。

<ここでの問題点は、そもそもこの作業部会第3会期を開始する時点で、もともと最終的に議長案を作成することを各国代表者、NGOは期待していたのかということである。時間切れになったため、議長案を急遽作成しているだけであって、議長案を平和への権利宣言案とするならば、最初から議長が作ったものに、各国代表がそれぞれ見解を述べ、議長がそれらの見解をまとめ上げればすむともいえる。作業部会で細かい文言の修正まで協議を行ってきたにも関わらず、急に議長案を出されたため、各国代表とも、即座に対応を決めかねたように見受けられる。「これはあくまで議長案であって、皆さんの意見を反映させたものではないのだから」というスタンスをとるならば、そもそもこの作業部会における協議の意味を問われることにもなりかねない。>

ロシア

議長の提案したこの草案を気に入っている。この議長草案に反映させられていないような事柄については、次回の協議の際に反映させていければよいのではないかと。公式な報告書には、括弧付きの仮決定としての草案を添付すればよいと考える。それがわれわれコンセンサスで作った最初の草案ということになるであろう。

エジプト

パラグラフ25については、きちんとした議論すら行っていない。たとえば、パラグラフ25について言えば、支持するとも支持しないとも立場を表明することすらできない状況になっている。こういったことは明確に示されなければならない。

ウルグアイ

われわれは、この議長草案を人権理事会に提出すること自体に反対の意思はない。しかしながら、たとえば、本文はすべてにおいて仮決定という草案を示すのか。その上で、すべての提案を含んだ提案集のようなものを作成するのか。

議長

軍縮及び発展への権利の提案が存在していたことは、議長としての報告書のなかに含めて明示するということが可能である。しかし、それをこの議長草案に含意させるということは、私の草案ではなくなってしまうため、それは出来かねる。

ウルグアイ

議長の草案を作成し、提示すること自体に反対をしているのではない。しかしながら、同時に、すべての提案内容を包摂させた提案集が必要であると主張しているだけである。第2会期においても同じような作業文書を作成したため、同様の措置を取るべきである。

シリア

すべてを含んだ提案集を作ることは混乱の原因になってしまうため、反対したい。

オーストラリア

すべてを含んだ提案集を作ることは、われわれにとって非常に大きな交渉の後退を意味すると考える。提案集を作成することによって、この1週間の作業部会でのわれわれの努力が水の泡になってしまうように思う。

ブラジル

結局、議長草案というものは、(コンセンサスが完全に得られたわけではないが) コンセンサスにかなり近いものを寄せ集めたものとしてとても意味があり、それを示すということにも価値がある。それと同時に、コンセンサスに近い議長草案には反映させられていない、多種多様な提案が存在していたことを別の提案集というかたちで示すことにも重要性がある。これを行うことで協議の状況が明瞭になるため、この作業も重要性があると考えている。

アルジェリア

議長草案と、すべての提案を包摂した提案集の両方の文書の作成を支持する。このような両方の文書を作成することが、この1週間の作業部会の作業を正確に伝えるといううえで受容性をもつのである。

ロシア

そのようなすべての提案を包摂した提案集を作ることは、この5日間の作業を無駄にってしまうことであり、ロシアとしては公式に強く反対の意を表明する。

議長

私に与えられた権限は、草案を最終的に仕上げるというものである。したがって、すべての提案を包摂した提案集を付属文書として提出することは、権限上、不可能である。すべての提案を包摂させた提案集を作成するということは、議論の透明性を確保するという意味においては価値があると考えられる。しかしながら、逆に議論の透明性という目的だけのために、提案集を作成することは、草案文書を作成するという重要な仕事に比べて重要度が低いため、私に与えられている権限を考えると、それを作成することは不可能である。

<「権限」というような表現をしているものの、議長自身の名誉を保ちたい真意が見え隠れする発言である。議長提案のみではどの程度の協議内容であるかが不明瞭であるのに対して、提案集を付けることによって議論が収拾していないことを印象づけてしまうため、議長としては提案集を付したくない、と推測される。>

議長

私にとっては、私に与えられた権限はもう既に終了した。私は、個人的にも、プロフェッショナルとしてもこの任務を続けるということにはもう出来かねる。私には、あくまでも何らかの草案（すなわち議長草案）を提案する義務がある。事務局に対してすべての提案を含めた提案集を作成することを指示することは、私の権限に鑑みても不可能である。

エジプト

議長、あなたの権限はまだ終了していない。議長の権限というものは、公式な文書を作成し、署名をするまで継続している。提案集を作成することは必須の事柄であると考えている。提案集というものはもう既にわれわれに配布されている資料からも明らかにように、完成されている。それは、この作業部会で毎日配布された様々な文書を束ねただけで十分であり、事務局に新たな文書作成を依頼する必要すらない。

シリア

われわれは、協議に対して努力を示してきたが、協議を完了させるまでには時間が足りなかった。したがって、たとえば6月に再度会合を開くような機会を作ってもらえないだろうか。

議長

各国代表の主張は理解した。では、報告書の中で、「いくつかの前文パラグラフ及び本文には全く議論にすら至らなかった部分も存在している」といったことを記録しておく。

(ここで、議長の隣席である事務局が議長に対し、耳打ちをして助言。)

<事務局が議長の話を受けてまで議長に話をしなければならなかった理由は、もうこの時点では既に議長の報告書が完成しており、われわれにいつでも配布できる状態であったからである。実際、このあとすぐに報告書は配布された。つまり、事務局は、報告書を書き直すことができず、また、報告書というものはその性質上、後から採択することもできない。この場で報告書を示し、採択の手続きを形式上とらなければならないことを、議長に伝えたと考えられる。>

議長

われわれは公式な報告書を今ここで採択しなければならない。したがって、私は議長草案に反映されなかった提案や、議論が尽くされなかったパラグラフや条文について報告書に明示するが、ここで報告書のいったん採択をとってもらうことになる。

<ここで議論を一時終了し、突然に事務局が公式報告書の原案を配布し始めた。通常であれば、前日くらいに配布があることがアナウンスされ、作成されるものである。おそらく、多くの作業部会参加者にとって青天の霹靂であったか。>

30分ほどの休憩の後、配られたばかりの公式報告書が原案として採択された。

議長

公式報告書を採択してくれた感謝する。先程述べた如く、今採択された公式報告書に、いくつかのパラグラフと条文について議論し尽くされておらず、時間の関係で議論することが不可能であったことを明記する。この場で報告書のパラグラフごとにチェックをするということは出来ない。もう金曜日の20時を回っており、皆さんもそれを望まないでしょう。国連の慣行にしたがって、これから2週間の間、この報告書について、修正や意見表明を行いたい国は、事務局にその旨を伝えてほしい。

エジプト

これからどのような手続きになるのか、またどのようにこの議題は進んでいくのか。

議長：ここで示している宣言の議長草案は、我々の共通の基礎となるものである。したがって、この基礎を新たなスタート地点として進んでいくことになるであろう。

エジプト

そのような共通の基礎を新たなスタートとするといったことを報告書のなかに組み込む必要はないのか。

議長

では、そういったことも明示する。ただし、私は私が協議を続けていくというようなことを明示することは出来かねる。

<第2会期においては、議長が第3会期を続けて行うといった一文を報告書に明記したが、今回はそのようなことを書きこむことはできないという意味であろう。>

議長

報告書はレファレンダムで採択されたとみなしていいか。(→ここで再度採択)

議長

ここで議場から一般的意見を問うが、何かあるか。

EU

EUとしてはこれからも交渉を続けていくことを期待している。EUとしては、今回の作業部会は進歩があったと考えている。ただし、この議題自体は、われわれの手に余るものである。それは、表現の問題というわけではなく、この議題自体についてである。したがって、もう少し柔軟性をもたせた協議が必要となるであろうが、われわれは失望する必要もないと考えている。

<先日のEUは、平和への権利についての協議を今後続けていく気はないと発言しているため矛盾しているコメントである。(EUとしては平和への権利が言語の問題ではなく、その観念(構想)自体を認めることはできないが、協議を完全に放棄しようという考えではなく、この協議を何らかの形で進めていく意思があることを示している。平和への権利のコンセンサスを認めないにしろ、何かそれに近い形で認める余地があるという発言と考えられる。やはり、平和への権利の複雑さから、EUの中での議論も一枚岩の議論ではないはずと印象を受ける発言であった。また、EUとしては根本的に反対しえない部分があること鶴川セルという意味で、若干希望の持てる発言でもあった。>

多数の諸国から議長に対する称賛と謝意の表明、4名のNGOの代表が儀礼的な発言を述べた。

20:55に期作業部会第3会期の全作業が終了。

(以上)

ネパール情勢

アジア太平洋法律家会議(COLAP-6) ネパールでの地震のためCOLAP-6は延期になりました

友人の皆様

私たち国際準備委員会は、IADLおよびカトマンズの実行委員会とも協議したところ、2015年4月25日の地震およびその後においてネパールが緊急事態にあるという現状にかんがみて、残念ながら、次の告知までCOLAP-6を延期することとなったことをお知らせします。COLAP-6は、ネパールのカトマンズで2015年6月25~27日に開催予定でした。

2015年4月25日から今日(5月13日)まで、最大でM7.8(4月25日)と18日後の5月12日のM7.4(5月12日)の予震を含めて、およそ160回の地震が記録されています。地震で一瞬のうちにネパールの人々の生活やシステムが破壊され、およそ9000人の死者が出ました。負傷者は1万8000人を数え、25万戸以上の家屋が被害を受けました。重大な損害は15地区に及び、35地区が被災しました。余震も深刻な問題で、そのたび人々は恐怖におびえております。

ネパールの主催団体であるネパール平和と連帯評議会(NPSC)および進歩的職業法律家協会(PPLA)は、被災した人々のために救援と救助の活動に取り組んでおり、正常な生活を再開するために援助しております。私たちは、救援支援の調整、救援活動の監視および被災者への救援サービスと救援物資の配給などに取り組んでおります。

この間、世界の人々、IADLのメンバー、世界平和評議会(WPC)のメンバーは、暖かな心遣いを示して、連帯の意思を表明してくださり、しかも義援金を募り、犠牲者に救援の手を差し伸べてくださいました。多数の各国政府や民間の団体が、ネパールの関係機関・団体を通じて、ネパールの人々の復興に立ち上がる力を高める活動に参加してくださいました。

このような状況にCOLAPの実施はきわめて困難であり、ネパールの現状にも適切ではないという認識に達しました。そこで、私たち準備委員会と実行委員会はともにCOLAP-6の延期を決定しました。友人の皆様や参加者の皆様には、ご不便をおかけすることをお詫び申し上げます。実行委員会は、間もなく会合をもち、COLAP-6の開催時期を決定し、参加を予定されている方、団体、すでに参加登録をされた方にお知らせいたします。

平和運動に取り組まれている方、人民の運動に携わられている方、IADLのメンバーの方、世界各地のIADLの加盟団体の方に対して、この困難な状況において連帯をしてくださり、暖かな心遣いを示してくださり、支援をくださったことを御礼申し上げます。

繰り返しになりますが、皆様方の協力と忍耐について御礼を申し上げます。

連帯の気持ちをもって

Rabindra Adhikari(Mr.)/全国実行委員会、コーディネーター 2015年5月12日

ネパール地震 緊急支援のお願い

引き続き、ネパール支援のご協力をお願いします

みなさまからいただいた、義援金227,505円（1827ドル84セント）を6月に送金しました。引き続き、ご協力をお願いいたします。

日本国際法律家協会理事 漆原由香弁護士が取材されました。

「一人でも多く
高山の弁護士・漆原さん
ハイライト、ノ
注釈を追加

多数の死傷者が出ているネパール大地震の被災者を支援しようと、高山市の弁護士漆原由香さん(37)が募金呼びかけをしている。6月下旬に首都カトマンズで予定されていた法律家の国際会議に向けて準備を進めていた矢先に大地震が発生した。現地の弁護士と連絡を取り合いながら、一人でも多くを救いたいと支援のあり方を探っている。

漆原さんは県立越太高校出身で、人権問題に取り組みたいと弁護士を志した。名古屋市の弁護士事務所で5年余り勤務した後、昨年9月、愛知県出身で夫の弁護士川津聡さん(44)と高山市に帰郷。夫婦でひた法律事務所を設立した。フィリピンなど外国からの移民の権利保護などに取り組んでいて、日本国際法律家協会の理事も務めている。

カトマンズで6月に開催予定だった第6回環太平洋アジア法律家会議(COLAPVI)は、平和や人権などをテーマに5年に1度、主に途上国で開催される国際会議だ。漆原さんは日本準備会事務局次長として昨年10月にカトマンズを訪問した。「経済的には貧しいが、世界遺産もあり、美しい文化的な建物もたくさんあった。その多くが地震で崩れ落ちてしまった」

知り合った弁護士には安否がわから

援助を求める現地の弁護士に呼応

募金には日本国際法律家協会を通じて、ネパール弁護士会などに送る。郵便振替り込みで口座名「日本国際法律家協会」、口座番号「00170・1・91332」あて。「ネパール募金」と明記する。問い合わせは漆原さん(ひた法律事務所)0577・57・8801。

（徳平 孝）

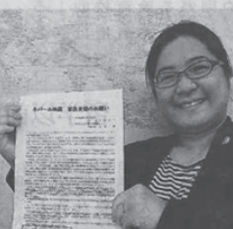
「木ハール人はみんな気さくで人懐っこい。おもてなしの心や謙虚さなど気質は日本人と似ていて親日家も多い。ひとことではない」

連絡がとれた弁護士たちは、被災しながらも被害がより深刻な場所へ出ていって支援活動を続けていて、「物資より、少額でも早くお金を送ってほしい」と援助を求めているという。漆原さんは「彼らは決して弱音を吐かず、立ち上がるんだという強い意志を持って活動している。支援の輪を広げたい」と訴える。

募金は日本国際法律家協会を通じて、ネパール弁護士会などに送る。郵便振替り込みで口座名「日本国際法律家協会」、口座番号「00170・1・91332」あて。「ネパール募金」と明記する。問い合わせは漆原さん(ひた法律事務所)0577・57・8801。

（徳平 孝）

募金呼びかけ



朝日新聞2015年5月21日朝刊岐阜版

安保関連法案の問題点

東京慈恵会医科大学 小沢隆一

はじめに

安倍晋三内閣は、2015年5月14日、多くの人々の反対の声を押し切って、自衛隊法など既存10法を一括して改正する「平和安全法制整備法案」と新設の「国際平和支援法案」を閣議決定し、15日に国会に上程した。本稿執筆時点では、法案の審議が始まり、問題の帰趨は予断を許さない。どのように情勢が展開しても動かないもの、すなわち法案の基本的問題点について述べることにしたい。

この二つの法案は、これまで政府が憲法9条の下では違憲としてきた集団的自衛権の行使を可能とし、米国などの軍隊による様々な場合での武力行使に、自衛隊が地理的限定なく緊密に協力するなど、憲法9条が定めた非戦・非武装の体制を根底からくつがえすものである。その内実は、「平和安全」「平和支援」などと呼べるものではなく、まさしく「戦争法案」と呼ぶにふさわしい。

1. 法案策定までの手続における重大問題

法案の策定までの手続において重大な憲法問題が含まれている。そのことを一言指摘しておこう。

昨年7月1日の閣議決定は、「集団的自衛権の行使は憲法違反」という60年以上にわたって積み重ねられてきた政府解釈を、国会での審議、国民的議論にも付さずに、一内閣の判断でくつがえしてしまう暴挙であった。安倍内閣は、本年4月27日に、現行安保条約の枠組みさえも超える「グローバルな日米同盟」をうたう新たな「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)を米政府と取り交わし、さらに4月29日には、安倍首相が、米国上下両院議員の前での演説の中で、法案の「この夏までの成立」を「約束」した。こうした一連の政治手法は、国民主権を踏みにじり、「国権の最高機関」たる国会の審議をないがしろにするものであり、憲法に基づく政治、立憲主義をわきまえないものである。

2. 歯止めのない集団的自衛権行使

自衛隊法と武力攻撃事態法の改正は、「存立危機事態」において自衛隊による武力の行使を規定するが、そのなかでの「我が国と密接な関係にある他国」、「存立危機武力攻撃」、この攻

撃を「排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使」などの概念は極めて漠然としている。

政府は、「密接な関係にある他国」とは、「一般に、外部からの武力攻撃に対し共通の危険として対処しようという共通の関心を持ち、我が国と共同して対処しようとする意志を表明する国」と説明し、そのうえで、同盟国であるアメリカは基本的にこれに当たるとしつつ、具体的にどのような国がこれに当たるかについては、あらかじめ特定されているものではない」という。ここには、第三国での軍事紛争に米日が介入する場合も含まれかねない。この点は、2015年ガイドラインが「日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動」の項目の中で、「日米両国が、おのおの、米国または第三国に対する武力攻撃に対処するため、…武力の行使を伴う行動をとることを決定する場合」が想定され、日米は相互に緊密に協力するとともに、「当該武力攻撃への対処行動をとっている他国 (other countries) と適切に協力する」とされている。第三国で発生した紛争への日米両国による軍事介入をあからさまに想定したものになっている。安倍首相は、「ホルムズ海峡での機雷除去は例外」と語るが、法案やガイドラインからは、そのような「限定」をうかがうことはできない。

「存立危機武力攻撃」の認定にあたって、政府は、「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」の有無の判断基準について、「現実に発生した事態の個別・具体的な状況に即して、主に、①攻撃国の意思・能力、②事態の発生場所、③事態の規模・様態・推移、④我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、⑤国民が被ることとなる犠牲の深刻性、重大性などから、『新三要件』を満たすか否かを客観的、合理的に判断します」(番号は引用者が付した) としているが (内閣官房「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」の一問一答 問21)、これは、想定できる一般的・抽象的基準を並べているだけである。

安倍首相らは、ホルムズ海峡が機雷で封鎖され石油の輸入が滞った場合にも、「国の存立の基盤は経済」(2014年7月14日衆議院予算委員会での安倍首相の浅尾慶一郎議員への答弁) という立場で、適用する可能性を否定していない。この論理を貫けば、前述の判断基準のなかの「④我が国に戦禍が及ぶ蓋然性」などおおよそなくても経済的権益のために軍事行動に出ることが想定される。これは、集団的自衛権の行使とはいいいながら、その主たる目的は武力攻撃を受けた国を援助することではなく、徹頭徹尾自国利益のために行動することを考えていることになる。ようするに、自らの利得のためには他国や他地域とその民衆の命や生活を顧みることなく軍事行動に出ることを「公言」していることに他ならず、かつての「満蒙は日本の生命線」という理屈と、その思考法の上では大差がない。

集団的自衛権の行使であるならば、「排除」の対象は、「他国に対する武力攻撃」であるほかない。しかし、他国に対する攻撃を「排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使」は、

どうした場合が「他に適当な手段がない」とされ、またどの程度であれば「必要最小限」性が確保されるのか、判断のしようがない。これは、集団的自衛権行使容認を、個別的自衛権容認の論理と接合して正当化しようとしたがために生じた論理矛盾である。従来は明確に区別していた個別的自衛権と集団的自衛権を「新三要件」でリンケージさせてしまったことによる矛盾である。

このように、「存立危機事態対処」は、歯止めのない集団的自衛権行使に道を開き、さらには違法な侵略戦争に米日が乗り出すことも可能となり、憲法9条に明白に違反するものである。

3. 米軍等に対し地球のどこでも戦争協力

他国軍隊に対する自衛隊の支援活動としての、重要影響事態法案における「後方支援活動」と国際平和支援法案における「協力支援活動」は、いずれも、活動領域について地理的な限定がなく、「現に戦闘行為が行われている現場」以外のどこでも行われうる。今回の戦争法案では、政府は、いままでの法律のような「実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域」、すなわち「非戦闘地域」を見定めて自衛隊を派遣するという責任を免除されている。

1997年ガイドラインは、その本質において「後方支援」(Logistic Support) と何ら変わらない活動を、「日本の領域」と「戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の公海及びその上空」という「後方地域」に限って行うことにして、自衛隊が戦闘に巻き込まれないという実態を何とか作り出そうとしたのである。もっとも、この「実態」は、「後方地域」の設定によっては保障されず、ひとえに戦闘の状況に依存する不確かなものであるが、ともかくも、1999年の周辺事態法制定時は、「この法律で自衛隊が行うのは、後方地域支援 (Rear Area Support) であつて、兵站支援 (Logistic Support) にあらず」という「苦し紛れ」の理屈によって、法律の正当化をはかった。ところが今回の戦争法案とガイドラインは、兵站支援と同義の「後方支援 (ロジスティックサポート)」という言葉を使うに至った。それは、戦争において作戦を行う部隊の移動と支援を計画し、実施する活動のことであり、物資の配給や整備、兵員の展開、医療や衛生、施設の構築や維持などが含まれる。

自衛隊は、「現に戦闘行為が行われていない」だけで、いつでも「現に戦闘行為が行われている現場」となりうる領域でこの後方支援活動が要請されることになる。法案では、自衛隊が活動する場所が「戦闘現場」となったか否かの判断は、現場の指揮官に委ねられ、その際は活動を一時休止するとされている。防衛大臣の「活動中断命令」は、その後に下されることが予定されている。ようするに、現場が「戦闘地域」になったか否か、その際にどう対処するかが、まずもって「現場判断」に委ねられているのである。もし自衛隊の「後方支援」活動が戦闘行為にとって重要な役割を担っていれば、活動の一時休止や中断などそう簡単にはできないだろう。結局、現

場に留まることを余儀なくされ、したがって戦闘に巻き込まれ、「武器の使用」という名目での「武力の行使」に至るという事態が十分に想定される。

こうした状況では、自衛隊は他国の武力行使と「一体化」していることを隠しようがない。この「一体化」は、自衛隊による支援メニューからも確認できる。「重要影響事態法」案での自衛隊による支援メニューは、「補給、輸送、修理及び整備、医療、通信、空港及び港湾業務、基地業務、宿泊、保管、施設の利用、訓練業務」であり、「国際平和支援法」案では、これらに「建設」が加わる。いずれも補給中の「物品の提供」には、「武器の提供は含まない」とされているが、現行の周辺事態法などでは禁じられていた「弾薬の提供」は可能とされる。同じく周辺事態法では禁止されていた「戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備」についても、改正法からは消えてこれを解禁することとしている。

これだけ他国軍の活動に密着してこれを強く支える重要な支援活動をしている自衛隊が、「戦闘行為」に巻き込まれることを回避して離脱することは、きわめて困難なことであろう。こうした点からも、「一体化」論は放逐されていることがうかがえる。

4. 平時から米軍等と「同盟軍」的關係を構築

自衛隊法改正案は、「自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している」米軍等の武器等防護のために自衛隊に武器の使用を認める規定を盛り込んでいる。

この規定の意味は、新しい日米ガイドラインから見ると鮮明である。その「平時からの協力措置」の項目では、情報収集、警戒監視、偵察、情報交換、弾道ミサイル対処能力の向上、海洋における日米両国のプレゼンスの維持・強化、相互運用性・持続性、即応性を強化するための二国間・多国間の訓練、演習など、自衛隊と米軍（およびその他の軍）が日常的に「同盟軍」的な活動を展開していることを想定した記述になっている。この項目で、「同盟調整メカニズム」は、「・状況を評価すること、・情報を共有すること、・柔軟に選択される抑止措置及び事態の緩和を目的とした行動を含む同盟としての適切な措置を実施するための方法を立案すること」を、その活用の目的とするとされている。

こうした活動を展開するなかで、関係する軍隊がお互いの「アセット（装備品等）」(Asset) を防護しあうとされている。それは、「同盟軍」としてならば、自然なことである。新たなガイドラインは、次のように述べる。「アセットの防護 (Asset Protection): 自衛隊及び米軍は、訓練・演習中を含め、連携して日本の防衛に資する活動に現に従事している場合であって適切なときは、おのおののアセットを相互に防護する」。

この点に関連して、アメリカは自衛隊に南シナ海での監視活動などの役割拡大を求めているとの報道に注目する必要がある（朝日新聞2015年3月31日付「南シナ海強まる監視要求」、同2015

年5月15日付「日米進む軍事一体化」など)。2015年ガイドラインは、「海洋安全保障」の項目を掲げて、「日米両政府は航行の自由を含む国際法に基づく海洋秩序を維持するための措置に関し、相互に緊密に協力する」と述べているが、「航行の自由」という海洋秩序の維持は、経済的意義だけに止まらず、そこには「日米両国のプレゼンスの維持・強化」という軍事的な思惑が分かちがたく結びついている。

今、アメリカと中国は、南沙諸島における中国の軍事施設建設をめぐる「鞘当て」をしているが、この「鞘当て」は、戦略的な背景を持った軍事プレゼンスの確保をめぐるものと理解することができよう。そうだとすれば、「日米同盟」が、南シナ海におけるプレゼンスをめぐる中国との「鞘当て」の海域とすることは、危険極まりない挑発となるであろう。そして、「アセットの防護」が、そうしたプレゼンス確保のための備えとして意味をもつとすれば、その危険性はより一層増すものといえる。

領域をめぐる紛争や海洋の安全の確保は、本来平和的な外交交渉や警察的活動で対応すべきものであり、それこそが、憲法9条の平和主義に合致する。

むすびにかえて

このように「新3要件」に基づいて自衛隊が正面から堂々と武力行使に及ぶ「存立危機事態対処」もきわめて重大な問題をはらんでいる。しかし、こうしたいわば「明示」の集団的自衛権行使だけでなく、4で取り上げた「アセット防護」の名による平時からの自衛隊と米軍等との同盟軍的活動も、そして3の「後方支援」という形をとった「重要影響事態法」による自衛隊と米軍等との共同軍事作戦も、いずれもが「暗黙」(織り込み済み)の集団的自衛権行使として憲法9条を掘り崩すものであり、あわせて批判されるべきものである。戦争法案は、その全体が憲法9条に根本的に違反するものであり、廃案にするほかない。そして、その下敷きとなっている7.1閣議決定や日米ガイドラインも撤回されるべきものである。憲法9条は今、最大の岐路に立たされている。

安全保障法制(戦争法案)の廃案を求める 法律家6団体の共同アピール

安倍晋三内閣は、本年5月15日、武力攻撃事態法、自衛隊法など既存10法を一括して改正する「平和安全法制整備法案」と新設の「国際平和支援法案」を国会に提出した。この二つの法案は、以下に述べるとおり、上程までの手続きが憲法に違反するとともに、内容においても、これまで政府が違憲としてきた集団的自衛権の行使を可能とし、自衛隊が米国等の他国軍隊とともに、地理的限定なく、有事平時を問わず緊密に協力して武力を行使することも解禁する内容となっており、憲法第9条が定めた戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認の平和主義を根底から覆す「戦争法案」そのものに他ならない。

私たち法律家6団体は、憲法違反の戦争法案の即時廃案を強く求めるものである。

1. 立憲主義・民主主義に違反する手続き

昨年7月1日の閣議決定は、「集団的自衛権の行使は憲法違反」という60年以上にわたって積み重ねられてきた政府解釈を、一内閣の判断で覆す暴挙であり、さらに、日米両政府は、本年4月27日、「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)を、現行安保条約の枠組みさえも超える「グローバルな日米同盟」をうたうものに改定し、同月29日、安倍首相は、米国上下両院議員の前での演説の中で、法案の「この夏までの成立」に言及した。

安倍政権のこうした一連の政治手法は、立憲主義に違反し、国民主権を踏みにじり、「国権の最高機関」たる国会の審議をないがしろにするものである。

2. 歯止めのない集団的自衛権行使

自衛隊法と武力攻撃事態法の改正は、集団的自衛権の行使を認めるもので違憲である。「存立危機事態」、「対処基本方針」に規定されたいわゆる新3要件は、極めて漠然不明確であり、なんらの歯止めにもならない。秘密保護法とのセットにより政府の裁量ひとつで、集団的自衛権を行使する道を開く危険がある。また、その際の対処措置を、国だけでなく地方公共団体や指定公共機関にも課すことも重大問題である。

3. 米軍等に対し地球のどこでも戦争協力(後方支援)

他国軍隊に対する自衛隊の支援活動としての、重要影響事態法案における「後方支援活動」と国際平和支援法案における「協力支援活動」は、いずれも、活動領域について地理的な限定がなく、「現に戦闘行為が行われている現場」以外のどこでも可能となり、支援の内容も「弾薬の提供」も解禁するなど、憲法第9条1項が禁ずる「武力の行使」そのものである。「支援活動」中の自衛隊は、当然に相手(国)の攻撃対象となるほか、戦闘現場で展開中の米軍等が、相手(国)から攻撃されれば、その場でなし崩し的に集団的自衛権の行使(戦闘状態に突入)となる危険性が高い。

4. PKO法の大幅改変~テロとの戦争に日本が参戦も

改正法案は、国際社会の平和と安全確保の名目で、国連決議がない場合でも、関連機関、地域的な国際機関から要請があれば、自衛隊が、米軍及びその他の国の軍隊とともに、紛争終結後の治安掃討作戦（治安維持活動）や駆け付け警護活動を行うことを可能とし、且つ、任務遂行のための武器使用を解禁する内容となっている。これは、国際平和支援法案とともに、今後自衛隊が、アフガン戦争でのISAFやイラク戦争での多国籍軍等に参戦することを可能とするものであり、また、米国の主導する「テロとの戦争」に日本が積極的に加担する道を開くものである。武力による制圧が、テロを抑止するものではなく、国際平和の維持には逆効果であることは歴史が証明している。

5. 平時から米軍等と「同盟軍」関係を構築・米軍等防護のため武器使用

自衛隊法改正案は、「自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している」米軍等の武器等防護のために自衛隊に武器の使用を認める。これは、自衛隊が米軍等と警戒監視活動や軍事演習などで平時から事実上の「同盟軍」としての行動をとることを想定するものであり、周辺諸国との軍事的緊張を高め、偶発的な武力紛争を誘発して、なし崩しの米軍等との集団的自衛権の行使にも繋がりがねず、日本を戦争に巻き込む危険性を飛躍的に増大させるものである。

6. 結語

安倍首相は、「専守防衛は変わらない」「戦闘行為を目的にして外国の領土に上陸することはない」「戦争に巻き込まれることは絶対にない」「自衛隊がかつての湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことは、今後とも決していない。」などと答弁するが、不誠実であり、欺瞞といふべきである。また、自衛隊員の生命のリスク、日本人がテロの標的とされるリスクを一切語らないことは、国民の命よりもアメリカの利益を重視すると批判されてもやむを得ない姿勢である。

私たち法律家6団体は（構成員延べ7000名）は、広範な国民とともに、平和主義、

立憲主義、民主主義に反し、日本を戦争する国にし、自衛隊員をはじめとする国民および他国民の命を危険にさらす本法案の即時廃案を求めて、今後とも一層の努力を尽くす決意であることをここに表明する。

以上

2015年6月2日

法律家は安保法制を許さない6・2院内集会

社会文化法律センター

自由法曹団

青年法律家協会弁護士学者合同部会

日本国際法律家協会

日本反核法律家協会

日本民主法律家協会

代表理事 宮里 邦雄

団長 荒井 新二

議長 原 和良

会長 大熊 政一

会長 佐々木 猛也

理事長 森 英樹

国際人権報告学習会： 第2部 フィリピン移民問題を考える

横浜国立大学大学院博士後期課程 高部優子

6月6日に行われた国際人権報告学習会の平和への権利の第1部に続き、第2部は、フィリピン移民問題の学習会だった。まず、司会の笹本弁護士が、日本国際法律家協会の移民問題の関わりについて簡単な報告をした。日本国際法律家協会は、2010年にフィリピン・マニラで行われたCOLAP-5(アジア太平洋法律



家会議)の移民問題分科会で、アジアでの人権侵害が多いので連携をとるべきだという問題提起がフィリピンの弁護士からなされたことがきっかけで、移民問題に取り組むことになった。さらに

2012年よりフィリピンからブッチ・ボンゴス氏をインターンとして受け入れ、ブッチ氏を介して次々と在日フィリピン人の事件がきている現状を紹介した。



小ヶ谷千穂教授

つぎに、長谷川弥生日本国際法律家協会事務局長から、「フィリピン移民事件の事例から見えてくるもの」と題して、在留資格関係や離婚、認知、相続、損害賠償請求などの受任事件について、具体的な事例を紹介しながら、入管の姿勢や裁判の傾向を報告した。またフィリピン人に対する差別や偏見など日本社会の問題点や送り出し国であるフィリピンの問題点も指摘した。その後、小ヶ谷千穂教授から社会学的な視点からのフィリピン移民問題の講演をしていただいた。以下は、その講演の記録である。

フィリピン移民問題の構造と背景 ～社会学的な視点から～

フェリス女学院大学教授 小ヶ谷千穂

専門は国際社会学で、国境を越えた社会現象、労働、家族、結婚など、ひとつの国で収まり切れない問題を、主にフィリピンをフィールドとして研究している。大学院生の時にフィリピン大学に留学し、サバティカルでもフィリピンに行くなど、フィリピンとは約15年のつきあいである。日本人とフィ

リピン人との間に生まれた子ども (Japanese Filipino Children 以下JFC) をフィリピンで支えるNGOにも関わっている。

1. はじめに ~在日フィリピン人の課題を考えるため

日本では、フィリピン人というと、夜の仕事につく女性というイメージが強かったといえるが、2000年代に入ってから定住化が進んでいる。2014年末の入管の数字では、永住が116,000人、定住44,000人、日本人の配偶者等が29,000人となり、在日フィリピン人の半分以上が永住者となっている。

そのような状況の中で、在日フィリピン人は多岐にわたる課題を抱えている。在留資格の問題、婚姻関係、ドメスティックバイオレンスなどの問題、また、子どもがフィリピンから呼び寄せられ、それに伴い、日本語の問題など、学校や地域コミュニティが課題を抱えていくという問題もある。古くから継続している労働問題、人身売買も形を変えながら続いている。JFCをめぐる新しい問題もある。JFCは、多くは、父親が日本人で、母親は「興行」ビザでエンターテインメントとして来日していたフィリピン人女性である。

日本とフィリピン双方のひずみのようなものが一番立場の弱いところに現れるという視点をはずしてはならない。

2. 出稼ぎ立国フィリピンの建て前と本音

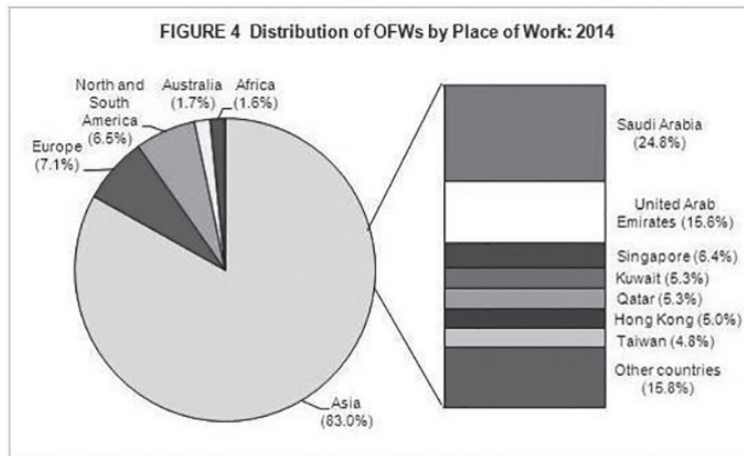
海外出稼ぎがフィリピンの国策となった背景は、スペイン、アメリカの植民地支配にある。20世紀初頭からアメリカ西海岸などへ行く出稼ぎ労働の歴史があり、海外に行くことへの漠然として憧れの意識があると同時に、アメリカ植民地支配がもたらした教育制度の中で培われた英語力も海外で働く好条件となっている。

フィリピン政府も1974年以降の「海外雇用政策」などで海外出稼ぎ政策を打ち出している。フィリピンでは、海外出稼ぎや斡旋業者を登録する専門機関が、労働雇用省の中に専門の役所が2つ (海外雇用庁 POEA、海外労働者福祉庁 OWWA) と、大統領府の下にも1つ {海外フィリピン人委員会 (CFO)} がある。

当初は、マルコス独裁政権下での“短期的”開発政策だった海外出稼ぎは長期化し、社会的にも定着している。国家の予想を大きく上回って、海外出稼ぎが拡張し、GDPの1割が海外送金 (約230億ドル) である。人口の1割が海外にいて、年間約150万人以上が海外就労しており、少なく見積もって海外労働者 (契約型) は推計約230万人、永住型も加えると800万人か900万人いるのではないかといわれている。

海外フィリピン人労働者の主要な就労先

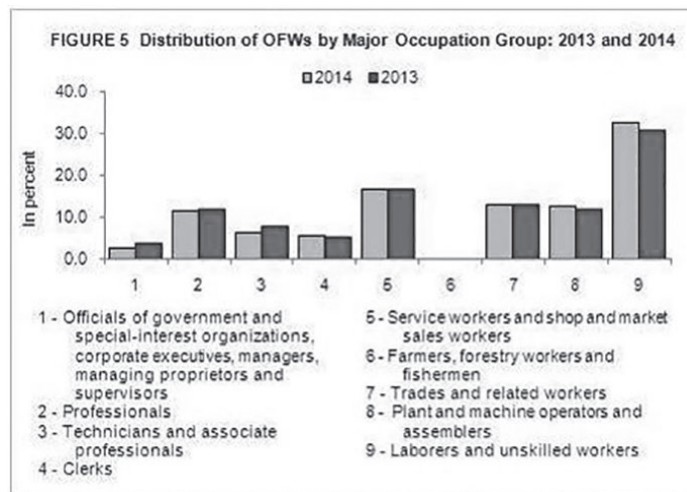
フィリピンの国家統計局が行った、2014年の海外フィリピン人の調査では、サウジアラビアが一番多く、日本は、現在は全体で見るとそれほど多い就労先ではない。



Source: Philippine Statistics Authority, 2014 Survey on Overseas Filipinos
Note: Reference period is six months prior to survey.

海外フィリピン人労働者の主要な職種

以下の表は2013年と2014年の職業カテゴリーであるが、一番多い「5」はサービスワーカーで、香港やシンガポールなどに多くいる住み込みの家事労働者で、ほとんどが女性である。

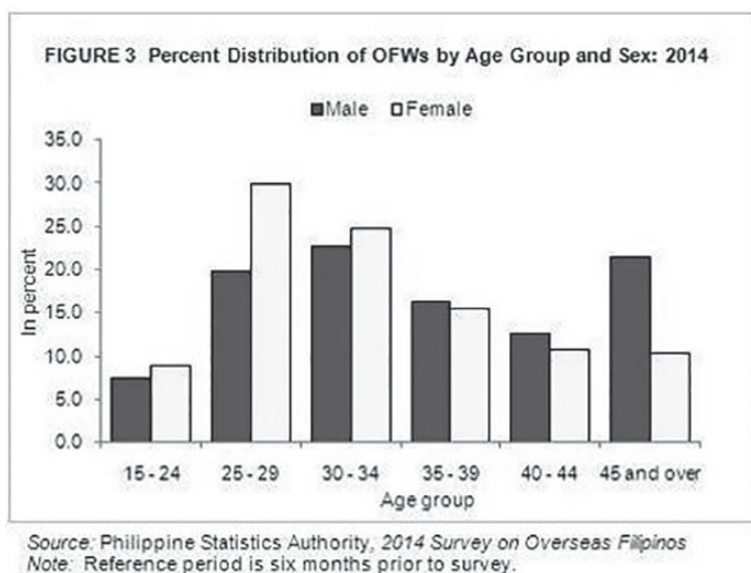


Source: Philippine Statistics Authority, 2013 and 2014 Survey on Overseas Filipinos
Note: Reference period is six months prior to survey.

海外労働者の年齢とジェンダー

1974年の海外出稼ぎ政策が始まった頃は、男性の建設労働者が多かったが、1980年代半ばから、家事労働者の需要が増え、女性が男性を上回った。

全体を通してみると男女比は現在あまり変わらないが、フィリピンの特徴として、20~30代前半の年齢が若い層は女性の比率が高く、年齢が高いと男性の比率が高くなる。



「出稼ぎ立国」の本音と建て前

<建て前>

フィリピンの中では、「海外労働者は“現代のヒーロー”」というオフィシャルな言説がある。

また、海外出稼ぎに国が積極的に関与する中で、「労働者保護が政府の役割」という建前を持っている。その背景には、現在も海外でフィリピン人が死刑判決を受けたり、性的・身体的虐待等の被害に多くあってきたという事実がある。1990年代半ばに女性労働者が雇用主から性的虐待を受けるなどの事件が相次いだという状況があり、政府がフィリピン国内での批判を抑える動きから、こうした建前が出てきている。国連「移住労働者とその家族の権利条約」に批准したこともあり、1995年には「海外労働者権利法」(RA8042) を制定し、フィリピン政府は自国を労働者保護と送り出し国としての「モデル」とした。実際に、渡航前の事前オリエンテーションや各種の資格付与などがILOから評価されたり、新興の送り出し国 (インドネシア等) が真似たり、世界的には一番進んだ送り出し国だと言われることが多い。

<本音>

階層社会であるフィリピン社会において、海外出稼ぎ OFWs (Overseas Filipino Workers) 層は、中間的な位置にある。OFWsは、代々土地と富を持っている伝統的なエリート層でもなく、有名校出身の官僚やビジネスパーソンでもなく、最貧困層でもない。エリート層から見れば、お金を持っている「成り上がり」的な労働者と見ているのではないだろうか。大使館で働いている人たちが、在日フィリピン人を対等に扱わない態度をとるということをしばしば聞くが、このような眼差しがあるのではないだろうか。また、「貧困層」からすると、OFWsは憧れであり、「庶民層」から見れば羨望と嫉妬の対象にもなり、OFWsは実にアンビバレントな位置にいると言える。。

また、国家にとっては、OFWsは実際には都合のいい外貨の稼ぎ手であり、「労働者保護が政府の役割」という建て前を持っているが、これは無条件で労働者を守ることではなく、「労働者の権利は、その人が“専門職である”“技能がある”ことによって守られる」という“自己責任論”にもとづいている。例えば、住み込みの家事労働者が虐待にあったとしても、「自分たちがそういう仕事にしかつけないから悪いのだ、スキルがないから悪いのだ、スキルこそが自分を守る」という立場を政府は持っている。

3. フィリピン社会と「人の移動」～「貧困」の複雑さ

フィリピンにおける「貧困」は複雑である。先進国や受け入れ社会側から見た場合、「貧しく、仕事がないので海外に働きに来る」という一般的な説明が成立するが、実際は、日々の食べ物に困る人が海外に出ているかといったらそうではない。階層社会のフィリピンでは階層移動が難しいが、階層移動の手段として海外出稼ぎがあるということだ。

フィリピンの失業率は、2014年現在で約6%だが、半失業率 (underemployment 就業しているが、追加の仕事を求めている人) は18.7%である。海外出稼ぎ労働者は、最貧層ではなく、より良い収入を求めている層である。

また、日本で出稼ぎ労働者がつく仕事は、日本人がしないような仕事、不安定な仕事などがあるが、それでも、フィリピン人から見ると「相対的に安定」した職業であるという現実がある。フィリピンでは、外資や中華系国内資本のほとんどが5か月単位の契約労働であり、そういう人たちが海外に魅力を感じる事となる。例えば、中東などで2年間の契約で働けるというのは、“2年間仕事がある”という意味で「安定」しているし、稼げる額も大きい。

また、家族、親族間での相互扶助、持っている人が分け与えるという思想は非常に強く、最近ではOFWsの世代間再生産、つまり親も子も海外出稼ぎで、フィリピンの外で収入を得る人たちがでてきている。

4. 日本の中のフィリピンの人たち

在留資格「興行」(エンターテインメントビザ) には、構造的問題があった。日本の入国管理政策は、単純労働を認めずに、専門技術のある人を入国させるという建前を維持するため、現在問題になっている技能実習生など、見かけ上は「単純労働」ではないシステムを作っている。「興行」での来日者は、芸能人、ダンサー、歌手として入国するが、実際は、接客や、最悪の場合、売春をさせられることもあり、その人たちと日本社会との接点は非常に狭く、夜、そして日本人男性のみに限られる。

「移動の女性化 (feminization of migration)」という表現がある。国境を越える人のうち、女性の数が男性を上回る、という世界的な現象である。日本以外の国では、こうして国際移動してくる女性労働者は、家事、介護を担うが、日本では「興行」ビザが「移動の女性化」を牽引した。日本的な特徴である。

それは婚外子を含むJFCが生まれる背景にもつながっているし、オーバーステイの問題も「興行」の構造的問題と根本は同じであると考ええる。

香港やシンガポール、中東などへの海外出稼ぎは、斡旋料 (placement fee) などの事前費用は基本的に自分で負担し行すが、日本に「興行」として来る場合、「事前経費がかからない」と言われる場合が多く、それは借金になって後で返済しなければならない。そのため、元手のない人、地方や情報がない人をターゲットに女性たちがリクルートされた。全てはないが、こうした結果として、日本に「興行」で来た層の人たちが、フィリピンでも日本でも困難を抱えやすくなるのではないかと考える。

フィリピンにおける、日本に行く人に対する眼差しは、他の国に行く人に対するものとはやや違い、差別的なものを含んでいる。“じゃぱゆき (Japayuki)”という言葉は日本以上にきつい意味で使われている。

また、日本人と結婚した人が、夫の友人と自分の友人や親せきをマッチングするなどネットワークを築いたことで、非対称な関係での国際結婚も増加した。ここにも「興行」ビザの構造的な問題が関係している。

もちろん、すべてではないし、ステレオタイプ化は避けたいが、そういう形でしか移民のルートを作って来ず、それを黙認してきた日本政府の責任は大きいと考える。

5. 新たな課題

フィリピン人女性が日本で新しい配偶者を得たり、生活が安定してくると、フィリピンにいる子どもを呼び寄せることがあるが、その子どもたちの問題が新たな課題となっている。こうした子ども

たちは学齢期の場合が多く、学習や社会生活全般で、言葉などの問題が出てきている。

また、オーバーステイが長期化し、それが見えづらくなっている問題もある。

JFCとその母親の就労斡旋の問題もある。2009年の国籍法改正後に、両親に婚姻関係がなくても出生後認知で日本国籍が取得できるようになった。NGOを名乗るような斡旋業者が、日本国籍を取得できるような人や取得した人、つまり日本に入国できる条件にある人を搾取的な労働、介護や工場などにリクルートしている。結局「興行」と同じようなことが繰り返されてしまっているという現状がある。

親の世代の出来事が、現在の若者に影響を及ぼし問題となるケースもある。個人的に関わっている、ある青年のケースだが、日本人の父親と「興行」ビザでエンターティナーとして来日していたフィリピン人の母親が離婚し、その後、父親が「仕事を紹介するから」とフィリピンにいたこの青年を日本に呼びよせた。しかし、父親とけんか別れをし、青年は天涯孤独になった。法律上は日本国籍だが、10代後半までフィリピンで育ち、世話してくれると思っていた父親から放っておかれ、フィリピンに帰っても生活は難しい、という親世代の問題の帰結が、今この若者にすべてのしかかっている。似たような境遇の子どもたちがたくさんおり、若者の課題が日比両方にある。

まとめに代えて

離婚、DV、子どもの問題など、個人の特性にもとづく「個人的な問題/課題」に見えることの構造的背景を考えることが重要である。問題に関わっていると、くじけそうになることもあるが、個人の問題に還元できるところではないところに問題の根っこがあるという、日比双方の社会構造が「生み出した」問題・課題であることの認識する必要がある。

また、NGO、法律の専門家、教育現場、地方自治体など、多くのアクターがかかわることが大切で、フィリピン社会へのさらなる理解も重要である。

(文責・高部優子)

【参考文献】

- ・ DAWN 編 (DAWN-Japan 訳)『フィリピン女性エンターティナーの夢と現実-東京、そしてマニラに生きる』明石書店、2005年
- ・ 小ヶ谷千穂「フィリピンの海外雇用政策—その推移と『海外労働者の女性化』を中心に—」小井土彰宏編著『移民政策の国際比較』明石書店、2003年。313-356頁。
- ・ 小ヶ谷千穂「再生産労働のグローバル化の新たな展開—フィリピンから見る『技能化』傾向からの考察」『社会学評論』60巻 3号、2009年12月、364-378 頁。
- ・ 高畑幸「在日フィリピン人介護者——足先にやってきた<外国人介護労働者>」『現代思想』Vol.37-2。青土社、2009年。106-118頁。
- ・ 2014 Survey on Overseas Filipinos, <http://web0.psa.gov.ph/content/2014-survey-overseas-filipinos%C2%B9>
- ・ Philippine Overseas Employment Administration (POEA) http://www.poea.gov.ph/stats/2013_stats.pdf

6月6日国際人権報告学習会に参加して

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟国際部長 菅野 亨一

国際人権報告学習会の第2部のテーマは、フィリピン移民問題についてである。これは、5年ほど前から国法協で取り組んできたものを報告し、更に前進するための学習を目指したものであった。国法協は、在日フィリピン人へのアンケート調査、ブッチさんのインターンシップのサポート、フィリピン移民労働者の弁護活動などに取り組んできた。

今回は長谷川弁護士がこの間取り組んできたフィリピン移民の在留資格関係の事件、事例を報告し、子供や女性の深刻な人権侵害の存在とその原因などがリアルに語られた。そのあとフェリス女学院大学の小ヶ谷教授から「フィリピン移民問題の構造と背景」というテーマで話があった。

最後に参加者との質疑も含めての感想を述べてみたい。この会によって、5年間、国法協で取り組んできたフィリピン移民問題について、在留資格をめぐる法的支援や弁護活動だけでなく、フィリピン移民問題の構造と背景を考える機会になったことである。個別に支援することが出来ても、問題の根本解決は非常に困難性をもった国際人権の課題である。問題の深刻化と複雑化が進んでおり、今後、国法協活動の重要な活動課題であることが改めて明らかになったことである。また今回の学習会を通して、弁護士と学者と移民労働者の労働組合関係者とのネットワークが形成される契機になったのではないだろうか。膨大な移民労働者が人権侵害被害者として救済を待っていることは確かなことであり、救済する上でもネットワークが拡充されることは不可欠である。

2014年4月から2015年5月までの活動報告

ルイシト・マジダ・ポンゴス

はじめに

日本国際法律家協会 (JALISA) とフィリピンの民主法律家同盟 (NUPL) がアジア太平洋移民ミッション (APMM) とミгранテンターナショナルとともに協力しあうという覚書を交わし、パートナーシップ計画 (以下「JIPP」という。) を実行している。JIPP は、日本とフィリピンにおいて、法律家と移民問題の支援者とのより親密な連帯を深めるために重要なものである。経済的困難者、搾取されている者、社会からはじき出された者、とりわけ移民労働者を支援するという共通目標を掲げて、JIPP は情報提供、研究、教育の分野で成果を上げてきた。具体的には、福祉的及び法的支援、ネットワークの構築と連携、政策提言、などである。これらはすべて日本及びアジア太平洋地域で移民の権利を支え、高めていく目的に基づくものである。

またこの12か月間のJIPPの計画と活動は、日本とフィリピンの、移民とその家族に直接的に影響する法律と実務に対する理解を深める重要な機会を設定してきた。そして、地方公共団体や、草の根の組織や、NGO、移民への支援団体などの協力を得て、各種のコミュニティにおいて、移民に焦点をあてて活動し、移民に寄り添って行動してきた結果、さまざまな移民の問題や関心をどのように扱うか、また、社会からはじき出された移民にいかに迅速に、早く適切なサービスを提供するか、についての新しく実務的なアイデアやコンセプトが形になってきた。実際、DARE型〔守り (Defend)、支え (Assist)、助け (Rescue)、力を与える (Empower)] の枠組みは上記のような研究や焦点をあてた活動によって前進してきたのである。

この12か月間のJIPPの成果ははっきりしている。JIPPはその中核事業である「Tangol Migrante(移民を守れ)(以下「タンゴールミгранテ」という。)」を通して、実際的なプログラムになってきた。なぜならJIPPの信念が移民問題に特化しているからである。具体的には、移民へのサービス、具体的には、彼らの権利を守り、進化させ、彼らの生活を向上させること、である。

日本におけるフィリピン人移民の窮状は他の国の移民と同様に、現実のものであり、彼らが毎日直面している問題と闘いは、根拠のあるものであるが、注目されていない。彼らが社会からはじき出されているのは、様々な理由によるものであるが、真っ先に挙げられるのは、彼らが情報を得られず、教育を受けておらず、支援体制がないことによるものである。通常、日本人は、移民や移民が社会にもたらす影響について警戒心を抱いている。移民は侵入者であり、日本の文化を尊重せず、法を破ったうえ横柄な違反者となり、ただ社会保障のみあてにしている、といった認識がいまだに幅をきかせている。このため、移民はしばしば差別され、孤立している。更に悪いこ

とに、彼らの弱い立場は、搾取者がこの上ない利益を得るための格好のターゲットになっている。

女性やビザの無い者は移民の中でも最も弱い立場にあり、そうであるにもかかわらず、彼らには頼れる者もなく、法的支援もないことがしばしばである。

タンゴールミгранテは、移民やその家族の要望にこたえるコミュニティを基礎に作られた支援ネットワークとして、その存在価値を証明してきた。そして日本の各地で、幅広く多くのフィリピン人やその他の国籍の移民と交流を深めてきた。このネットワークには現在、法律家やパラリーガル、学者、宗教団体、移民支援団体や草の根の移民団体による積極的支援や参加がある。

しかし、より多くのことを達成するために、多くの課題が残されている、とりわけ、政策提言、改革や移民教育などの分野においてである。そして、さらに多くの人身取引被害者の存在が表面化してきており、被害者を守り、加害者を罰するための迅速な解決策を見つける試みが難題として残っている。

JIPPはまだ終わらず、日本における移民には数多くの課題や問題が残されている。もっとも、JIPPの計画や活動は、正しい方向に進んでいる。ここ数年日本は、短期滞在者の来日を熱心に奨励するなどして、移民政策の緩和に着手しながら、また、同時に、看護師や介護士だけでなく、家事労働者としての外国人の雇用に関する構想を無計画におこなっている。これらはさらなる問題と心配を引き起こすかもしれない。

どのようなケースであれ、JIPPはこれまで着手してきた事業をとおして、継続して、移民の権利を守る必要がある。人権に対して平等で公正であり、人権を尊重することがまだ完全に達成されていない社会において、移民の人権を、有効な状態で保持し、守ることに協力する必要があるのである。

プログラム報告

タンゴールミгранテを通じて、JIPPは幅広い移民のコミュニティとの交流範囲を広げてきた。いまでは多くの者がタンゴールミгранテを知っている。東京のフィリピン大使館や大阪のフィリピン総領事館も、タンゴールミгранテのことを知っている。実は、タンゴールミгранテの主催で、どちらとも数回の会合を持ち、フィリピン政府もこれに応じてきたものである。

1 福祉的及び法的支援

この12か月の間に、タンゴールミгранテは100近い生活福祉関連の事案を取り扱ってきた。その内容は、労働問題、家族や家庭の問題、入管関係の問題から刑事事件、DV、人身取引にいたるまでである。

多くの事案は、様々な草の根の組織からの紹介であり、その組織とは、ミгранテの友好団体や、KAFIN(フィリピン人の協会)であったり、タンゴールミгранテが携帯サイトで展開している「Know-Your-Rights seminars and Paralegal Clinics」を見て連絡してきた個人などである。時には、相当数のフィリピン人が所属している、地域のカトリック協会や福音協会からの紹介もある。

また、DVや人身取引のケースも数多くタンゴールミгранテが感知している。DVの事件は地方自治体や女性センターなどを通して紹介されやすい。一方、人身取引の事件については、タンゴールミгранテは話しながら少数の被害者に会った。人身取引の被害者は、加害者個人や加害組織からの報復を恐れて声を上げるのが非常に難しいということは明らかである。被害者の多くは、強制送還されることなく、日本で違う形で合法的に滞在することを望んでおり、被害者の安全のみならず、フィリピンにいる被害者の家族の安全も望んでいる。

現在、タンゴールミгранテは、人身取引の事案を二つ扱っているが、これらはまだ法務省の判定には至っていない。すでに東京入国管理局に報告しており、現在面談と審査の進行中である事件が一つある。

DV事案、とりわけ日本人配偶者からのDVを受けるフィリピン人配偶者もまた増加している。この12か月の間に、タンゴールミгранテは19の事案において、DV被害者を助け、支援してきた。これらは相対的にはまだ数が少なく、多くの被害者はどこで相談したらよいか。どのように手続きを勧めればよいかなどの情報にたどり着いていない。上記19の事案も、被害者たちは、タンゴールミгранテのネットワークにたどり着くまでは、沈黙していた。彼らの多くは、まず彼らの苦しい体験を語ることを嫌がる。というのも、それにより、離婚となり、実質的には配偶者ビザを失うことを恐れているのである。多くの被害者は情報が欠如しており、そのために恐怖をいだくのである。

2 情報提供、研究、及び教育

タンゴールミгранテの携帯サイトで、移民者は自分達の生まれ持った権利について学び、自分たちが現在の法律でどれだけ守られているか、また自分たちに対する支援体制はどのようなものなのか、を学ぶことができる。移民たちが直面する困難は余りにも多く、しかしこれに対処する法律家や支援提供者はそれほど多くない、このギャップを埋めるための唯一の方法は、移民の教育と情報提供事業を継続することである。

日本人に対する移民に関する教育をすることも、この12か月間のJIPPの事業の大きな部分であった。これは多くの日本人が移民を警戒していることへの課題である。しかし、多くの日本人の若者たちはより情に厚く、移民や移民の問題について学ぶことに抵抗がない。JIPPの役割は移民と最終的には日本社会の溝の架け橋となって、互いの見解と関心事を理解しあい、偏見や固定観念を打ち砕くことである。これは日本のように多様化する社会においては重要なことである。

すぐには実現しないかもしれないが、どこかで何かを始めなくてはならないし、JIPPは正しい方向に進んでいるのである。

この12か月間に、JIPPは様々な講演も行ってきた。草の根の移民組織、大学や宗教団体と協力して、JIPPは幅広い聴衆に向けて移民問題を普及し、議論をしてきた。移民への支援を広げるためには、問題についての意識の喚起が必要である。様々な聴衆に対する講義や公開フォーラムを通じて、JIPPはまさにこの意識の喚起を達成してきたものである。

日本国際法律家協会によるフィリピン移民の調査

日本国際法律家協会によるフィリピン移民に関する調査は日本で始めたものの、まだ道半ばである。必要な調査が終わったところで、その次の段階として、分析や勧告のためにデータや情報を集める必要がある。一つの調査には25分以上かかる。というのも、当初は、オンラインでできるようなインタビュー形式の調査を予定したものの、回答者が質問項目を飛ばしたり、丁寧な回答をしなかったりして、あまり効果的でないことが判明した。当初の回答方式では、表面的でどのような特有の不満に対処したり、見つけたりするための実質的な回答にはならなかったのである。

このようなことから、調査は1対1のインタビュー形式で行うこととし、これは当然、時間がかかり、なかなか進まない。しかし、それで得られる結果はより実情に則しており、よりよい解決のためには望ましいものが得られるであろう。

3 ネットワークの構築と連携

タンゴールミгранテのネットワークを、法律実務家、学者、宗教や教育関係者、NGO、移民の支援者、自治体ベースか草の根の移民組織の間で構築することは、継続的な目標である。ネットワークが広がれば、より移民にとってよいのである。

この12か月間に、JIPPは様々な分野で、移民の支援に関与する法律家や学者、宗教団体による関与が増えた。一方で、NGOやその他の支援団体もまた、草の根の移民組織と同様に、様々な協力をしている。例えば、問題を取り上げたり、抑圧されて不利な立場にある移民とその家族に対するより多くの支援を生み出したりしている。

2014年6月の75人のフィリピン人強制退去も、我々の協力関係を強化する刺激となった。フィリピン政府と日本政府の双方から、明らかな人権侵害に対する共同声明が発表されるが、これはまた、理解と行動で協同することの実践となるものである。

移民の数は増加しており、彼らが日常で直面する課題や問題は、多様化している。JIPPは関係者が協力しあうためのより広く深い道筋を作り出す必要がある。タンゴールミгранテは、先頭

に立って、移民コミュニティが必要とする要望や要求に対処するためのネットワークを作ることができる。

4 政策提言

日本では、フィリピン移民についてはとりわけ、また、移民一般に対しても、かれらの苦境に対する有効な対策がない。過去の政策は移民の必要とすることや快適な暮らしにとって、有効というよりは有害な状態が継続している。日本のDV法や人身取引に関する法律は、重要な法律である。しかし、よりよいものとなる余地はある。これらを補うことにより、法律は、より移民を守るものになり、移民が声を上げられるようになる。

JIPPの政策提言は、移民とその家族の権利を擁護し、促進するために重要な法律や政策に焦点をあててきた。そしてこの12か月の間に、JIPPは、日本とフィリピン政府の両方に、国家的レベルで、もしくは地方レベルで、政策をよりよいものにし、移民を支援するために交渉をしてきた。

長期的には、法律や政策が移民の正当な要望や希望を反映すれば、人身取引や移民への暴力などの深刻な問題の抑止にもなり得るだろう。

結論：今後の挑戦

JIPPの挑戦は、JIPPの発足後の数年間で多くのことを学んできたから、それほど困難なく進められるだろう。しかし、まだまだやらなければならない課題が数多く残っている。基本的な土台はできたので、より大きな挑戦としては、出国よりも入国の方が多くなっている移民を支援する体制をどのように整えるか、である。フィリピンのような移民送り出し国において経済危機が続く限り、GDPが上昇してもより多くのフィリピン人が日本に引き寄せられ、その大半が一時的ではなく、永久に滞在しようとするだろう。貧しい国から人身取引されてきた貧しくて身寄りのない女性もまたひっきりなしに来るとなると、国家や地方自治体だけでなく関係者にも同様に影響してくるだろう。このようなことすべてがおきれば、より大きくより複雑な解決困難な問題が起きるだろう。

タンゴールミгранテは、JIPPから産まれたものである。実践的な計画であり、それゆえに続けなければならない。しかし、タンゴールミгранテが今日のように発展したことで今後の持続的発展は同じ原因にある。すなわち、情報の告知、研究、教育、福祉的・法律的支援、ネットワークの構築と連携、そして政策提言と政策への関与である。

(訳：長谷川弥生)

IADL BUREAU の会議について

IADL BUREAU スカ이프会議報告

IADL(国際民主法律家協会) ビューローメンバー 笹本 潤

IADL BUREAU(IADLの執行部会議) では、年に2回の定期会議の他、スカ이프会議を行っています。これは当面のロジスティックなことや、緊急な声明などのために開かれるものです。2014年11月のイスタンブールでのIADL BUREAU 会議の内容は、interjurist No.183で新倉さんが紹介してくれていますので、それ以降の流れをざっとご紹介します。

かなり多くの議題があり、詳しくわからないテーマもありますが、日頃どのようなテーマが話されているかはこれでわかると思います。(同じテーマは通し番号 (①~) で表記しています。)

1, 2015年2月21日スカ이프会議

- ① COLAP VI: 私の方でCOLAP VIの準備状況を報告した。
- ② DUE MAILING TO NATIONAL ASSOCIATIONS: 担当のMax, Augustin と相談の上、各国協会に請求書を送るとのこと。
- ③ WEBSITE: Janの方から、IADLウェブサイトの更新の提案がされた。
- ④ UKRAINE: ウクライナ共産党解党裁判に関する2015年2月4日の裁判傍聴の緊急の要請がありました。2月18日の裁判の方は警察が裁判所を操作し、裁判官がこれに抗議して辞任するなどの激しい動きがあり、しばらく情報収集をするとのこと。
- ⑤ TRIAL OBSERVATION IN KUWAIT: クエートの裁判傍聴の要請あり。
- ⑥ BUDGET for the REGIONAL CENTER IN LOME: (省略)
- ⑦ STATEMENT ON IRAQ AND SYRIA: 従来から議論されてきたIADL 声明を早く出す必要があるとの確認。
- ⑧ CONFERENCE ON THE UN CHARTER IN PARIS: 12月に開催予定の会議の場所の予約など。BUREAU 会議に続けて開催するとのこと。テーマは、国連憲章の内容、憲章違反にどう取り組むかなど。
- ⑨ BANNING OF UPP IN KOREA: 韓国の統合進歩党の解党判決に対し、ロランから法廷の提案、ロベルトからは判決の見直しの動きがあるとのこと。私がフォローすること。
- ⑩ WEBINAR: IADL教育委員会からはwebinar(イベントをウェブ中継する)を毎月開催する提案がなされた。COLAP VI (当時) やパリでの会議、NLGの会議 (スザンヌが担当) の可能性など。
- ⑪ WOMEN'S CONFERENCE: 女性会議の会場など

2, 3月22日スカ이프会議

- ① COLAP VI: 私の方で、分科会でのIADLのスピーカーを要請した。
- ⑪ WOMEN'S CONFERENCE: 日程が11月28,29日ロンドンで決まった。テーマは、武力紛争の中の女性の問題や女性に対する暴力の問題などが含まれる予定。
- ⑧ CONFERENCE ON THE UN CHARTER: 12月4,5日にパリで開催。担当者の打合せ会議など。
- ⑫ NEXT BUREAU: ロンドンとパリの会議の間の12月1,2,3日にパリで行うとの提案。
- ⑩ WEBINAR: 第1回を4月9日米東海岸で行う"LIBYA to IRAQ: DAESH & the Status of U.S. Empire" の中継、NLGの国際委員会主催
- ⑬ CALENDAR: Jan からIADLと各国協会の行事カレンダー作成の提案
- ⑨ KOREA UPP: 民弁がCOLAP VIに参加できない場合、民弁と連絡をとる必要がある。
- ⑭ GENEVA WORK AND FUNDING: ミコルのジュネーヴの活動について。ウイキリークのジュリアン・アサンジェのサイドイベントを開催。ミコルの基金についても話している。ジョンノックスセンターのオフィスは塩川基金によりIADLの活動のために使えるとのこと。
- ③ WEBSITE: ウェブサイトの更新作業をCharlotte Kates に依頼。資金は優先して出すとのこと。

- ④ UKRAINE: ポルトガルの Madalena Santos とイタリア民主法律家協会が裁判傍聴に参加。捜索を受けた裁判官が、ヨーロッパ評議会とウクライナ政府に抗議文を書いて辞任。新判事が任命される。3月にミコルが人権理事会で発言。6月の人権理事会ではサイドイベントを。ヤン事務局長とミコルで相談。
- ⑮ SITUATION IN VENEZUELA: ベネズエラに対する制裁について IADL 声明を出す必要がある。
- ⑯ ELECTION OBSERVATION IN TOGO: ベルナルから4月の大統領選挙について報告。3選目を狙う現職大統領と、それに反対する社会運動の間で対立が深まっている。IADL に選挙の監視を要請。

3,4月25日スカイプ会議

- ⑩ WEBINAR: 予定 IADL/ELDH Online Webinar - Anti Terrorism Legislation/CHD and KCK Trials/ Trial Observation Training, Apr 28, 2015. トルコの反テロ法の裁判傍聴に関するイベント。
- ⑰ TRIBUTE TO LENNOX HINDS: 4月24日にレノックス・ハインズ (IADL 国連代表) の事務所閉所のイベントが開かれた。マイラー会長がスピーチした。

4, 5月23日スカイプ会議

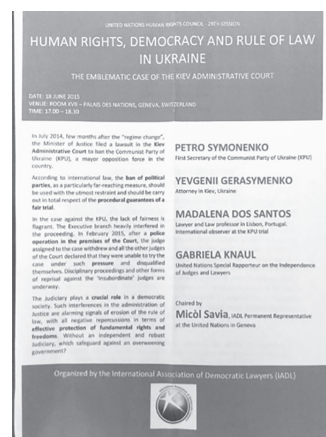
- ⑫ NEXT BUREAU: 6月に予定されていたネパールでの IADL BUREAU 会議が出来なくなったので、いっどこで開催するかを6月6,7日のアルジェリアの会議で小 BUREAU 会議をすることをヤン事務局長が提案。
- ⑯ ELECTION OBSERVATION IN TOGO: さらなる情報収集を。ジュネーヴでも。
- ⑱ HUMAN RIGHTS IN THE UAE: スザンヌから UAE での人権侵害について International Center for Justice in Human Rights から IADL に協力要請があったとの報告。6月の人権理事会でサイドイベントを開催できるかどうかを検討する。
- ⑲ EGYPT: スザンヌからエジプトで行われている死刑判決については、裁判の独立性の点からも問題との指摘。弁護士も逮捕され拷問死しているとのこと。ヤン事務局長が5月のモロッコでのアラブ法律家協会の会議に参加して、この問題を提起する。
- ⑦ STATEMENT ON IRAQ AND SYRIA: 声明の完成とイエメン問題の声明の必要性。
- ⑪ WOMENS' CONFERENCE: エヴェリンが報告。紛争の中の女性、女性に対する暴力など4つのテーマを予定。ヨーロッパの法律家協会 ELDH も共催団体に。
- ⑳ WOMEN IN ARMED CONFLICT SIDE EVENT AT THE HRC: 6月に国連人権理事会でサイドイベントをバーバラとミコルで行う予定。
- ④ UKRAINE: ヤン事務局長から、ウクライナ共産党の名前とシンボルの使用禁止の法制定の動きは、解党につながるとの報告。90年代には東欧諸国が禁止しようとしたが、ヨーロッパ評議会は反対した。この新法と延期されている解党裁判の関係も不透明。ベニス委員会や国連結社の自由特別報告者とコンタクトをとり、6月に人権理事会のサイドイベントを開催する予定。
- ㉑ 40TH ANNIVERSARY OF LIBERATION OF VIETNAM/CONFERENCE ON THE SOUTH CHINA SEA: ファビオが IADL を代表して参加し、ベトナム戦争の枯葉剤への IADL の取り組みや南シナ海の紛争の平和的解決についてスピーチしたとのこと。南シナ海の平和についての国際会議を IADL が開催する提案をしたら、ベトナム側も賛同し、モスクワなどの開催を打診中。
- ㉒ TURKEY ELECTIONS: ファビオからトルコの選挙の監視について報告。
- ㉓ COLOMBIAN PEACE TALKS: カルロスからこの問題については、スペインの選挙結果を注目しているとの報告。
- ㉔ REVIEW: エヴェリンから執筆者に記事の原稿締切を告示。

5, 6月27日スカイプ会議

- (IADL 主催の会議日程) 国際女性会議: ロンドンで11月28,29日。IADL BUREAU 会議がパリで12月1~3日、国連憲章70周年が12月4,5日に開催すると決定。
- ㉕ INTERNATIONAL TRIBUNAL ON THE CRIME OF THE PHILIPPINE AND US GOVERNMENT: エドレからワシントンで7月16-20日に民衆法廷を行うとの報告。フィリピンの様々な人権侵害や自決権侵害について審議する。ラムゼークラークやマージョリン、NOG 議長なども参加予定。Webinar ができ

るかも検討中。

- ⑪ WOMENS' CONFERENCE: エヴェリンから報告。準備は進んでおり、南アフリカ、ELDHの参加の打診、アルジェリアのヤスミンはアートを展示する。エドレにはメリージェーンベロソの事件の報告を依頼。ベルリンのローサルクセンブルグ基金にも資金要請をしている、とのこと。
- ⑫ CONFERENCE ON PALESTINE IN ALGIERS: ヤン事務局から、アルジェリアで、パレスチナ当局のICCに対する評価についてパレスチナの闘争についての会議が開かれたとの報告。法律家が普遍的管轄権についての国際的・国内的メカニズムに取り組む必要性が議論された。ラージ・スラーニからは昨年ガザ侵攻1周年についてメディアに書簡をIADLから送ってほしいとの要請あり。マージョリーは新聞記事を書いたとのこと。エドレからはフィリピンの判事がICC判事になったとの報告あり。
- ⑬ YEMEN: ヤン事務局長から、IADLで、介入に対する非難と国内対話の促進を内容とする声明を準備するとの報告。
- ⑭ UN WORK IN GENEVA: 二つのサイドイベントを開催。一つはウクライナ問題。軍隊によって捜索を受け辞任したウクライナの判事も参加。マデレナ・サントスも参加 (IADLが提出した意見書は、A/HRC/29/NGO/101参照)。もう一つは、紛争地の女性に会うためイラクとシリアに代表団を派遣したことをバーバラが報告した。二つのサイドイベントとも成功した。
- ⑮ UKRAINE: ヤン事務局長から、行政裁判所の判事の捜索は、共産党の解党までは狙っていないのではないかと。他方、議会は共産党のシンボルを禁止する法を制定した、共産党の議員が表向きは連邦制を主張したとのことで訴追されている。
- ⑯ ALU BUREAU MEETING IN AGADIR MOROCCO: ヤン事務局長から、5月28日に参加したALUの会議の報告。ALU国際部長らとエジプトの人権問題について話したとの報告。その後、スカイプ会議でエジプトの人権問題とIADLの関わり方について議論した。
- ⑰ IRAQ: サバから、イラクの弁護士が困難な状況に置かれているとの報告。被拘禁者が運行性の毒を注射され、死亡している。大統領から法務大臣に死刑宣告ができるようにする動きもある、との報告。1000人以上が死刑宣告され、死刑執行を法務大臣ができる法が制定された。
- ⑱ TRIAL OBSERVATION IN KUWAIT: ヤン事務局長から、バーレーンの人権問題を発言したとして訴追されているクウェートの議員の裁判についての報告があった。世界から5人の法律家は憲法裁判所に回すべきと主張。一方、サウジは、サウジのイエメンへの武力介入についての発言で訴追を検討中とのこと。
- ⑲ TRIALS IN TURKEY: 5月に法律家の裁判は再開され、次回は11月25日になった。
- ⑳ COLAP VI: COLAP VIの開催日程は未定。ウェブサイトが更新される必要がある。
- ㉑ INTERNATIONAL CONFERENCE ON MINING IN MANILA: エドレが7月30日にIADLも主催者である炭鉱問題の国際会議が開かれるとのこと。シエラレオネの法律家を知っているかを打診。
- ㉒ CONFERENCE ON THE SOUTH CHINA SEA: マイラー会長から、ベトナム協会から7月25日にホーチミン市での南シナ海の会議への招待状が届いたとの報告。
- ㉓ INTERNATIONAL COMMISSION FOR LABOR RIGHTS: マイラー会長から、ICLRが労働組合の権利について4月のトルコの会議に代表を送った、との報告。ICLRは、米州人権裁判所で、米州人権条約は、組合の権利を企業の権利でなく、個人の権利として保護すべき、と主張している。
- ㉔ COLOMBIAN PEACE TALKS: カルロスから、コロンビアの和平プロセスに関して移行期正義の会議を開いたらどうかとの報告あり。
- ㉕ UNCITRAL: IADLに国連国際貿易法委員会の会議への参加が要請された。エヴェリンが出席するとのこと。



IADL主催のウクライナ問題のサイドイベント
(2015年6月18日、国連人権理事会にて)

IADL 声明： イラク・シリアでの戦争永続への進展を覆すよう、 国際社会に訴える

国際民主法律家協会 (IADL) は、国連経済社会理事会その他の国連機関と協議資格を持つ NGO であり、世界中に加盟団体を有するものである。IADL は、シリア、イラクおよび中東の広範な地域において起きている明らかに永続的な戦争に驚愕している。IADL は、国際社会に対して、進路を変更して、数百万人の人命を奪い、移住を余儀なくしてきた危機の現状について平和的かつ持続的な解決を探るよう、訴える。

アメリカの違法なイラク侵略が相変わらず処罰されないまま放置されていることと、イラク・シリアおよび中東の広範な地域において現に破滅的な事態が進行としていることとの間には、直線で結ぶことができる関係が認められる、と IADL は考えている。侵略とイラクの市民社会のインフラの殲滅においてアメリカとその同盟者たちが処罰されない状態を享受していることによって、この紛争にかかわる当事者はみな、国際人権および人道法の大規模な違反が現に行われているにもかかわらず、これらの違反が不処罰とされると信じるようになっていく。

シリアに関して、IADL は、これまでの声明の中で、「民間人を狙うことはジュネーブ条約および市民的・政治的権利に関する国際規約に違反し、これらの法に違反した者は責任を問われなければならない」ことを指摘して、いかなる状況においても民間人を殺害したことを強く糾弾してきた。IADL は、アルカイダや自称イスラム国と結びついた集団に対する支援を含む、さまざまな反政府集団を支援する外部の権力を糾弾してきた。

シリアにおいてイスラム国が起ころる前に、IADL は、すべての当事者に対して、持続的な停戦を宣言し、内戦に政治的な解決を与えるように呼びかけてきた。IADL の認識するところによれば、シリアにおいて政治的な解決を求めると公言した国の多くが、同時に、さまざまな「反乱」集団に武器と訓練を提供していたのであり、そのうちの一つが ISIS という名称で知られるようになった集団である。20 万人を超えるシリア人が殺害され、さらに数百万人が住かを追われた。かくも多数の人命の喪失について、当然にも責任を問うべきである。

IADL は常に、国連憲章に違反する軍事侵略に反対しており、国際法の遵守と基本的人権の尊重に基づく平和を推進することを目的とする外交を称揚してきた。われわれはこの太場を再度確認するものである。

ISIS に対してアメリカと同盟国が現に軍事行動を拡大しているが、これは、無人の武装ドローンの利用など、「空からの攻撃」に頼っている。ISIS の極端なイデオロギーは爆撃によって戦うこ

とはできない。実際にも、この地域に兵器を大量に投入した結果は、軍事的紛争を拡大しただけであって、このような流血の惨事を止めさせる唯一の方法である対話を推進することにはならなかった。

IADLの信じるところによれば、有力な国によって国際法の違反が行われても抑制がなされないで、他の国または集団によってさらに国際法の違反が行われることを奨励することになり、武力の違法な行使は解決とならず、むしろ武力の違法な行使を奨励することになる。さらに戦争を続けることは、政治的な解決を妨げるだけであり、むしろ政治的な解決から遠ざかることになる。

この緊急な事態に向けて、IADLは、国際社会に対して、つぎのように呼びかける。

1) 声を合わせて、外部からの介入や武器の投入に「ノー」と言おう。これらは、戦争を長引かせるだけであり、国連の承認もないのに、アメリカが率いた同盟による空爆も同じく戦争を長引かせるだけである。

2) 声を合わせて、あらゆる当事者による国際法違反に反対し、強国であれISISのような反乱運動であれ、国際的に間違ったことをすれば、その責任を免れることはできないと言おう。われわれは、このような行動が犯罪であると呼ぶため、立ち上がらなければならない。

3) この地域における根本的な原因に目を向けよう。ここには、植民地主義から、新植民地主義や帝国主義にも及ぶ問題がある。

4) 差別なく、宗派的ではなく、これ以上の軍事介入をしないで、また、民主的な参加と既存の国家の枠組みの中での自決を支持して、経済的社会的文化的な権利と市民的政治的な権利を推進することによって、イラクとシリアを再建することを目指そう。

5) できる限り政治的な解決を達成するために、国連を通して取り組み、ISISまたはアルカイダに加入するテロリスト組織を除き、安定を回復し、かつ、民主的な政治的移行と和解のための舞台を準備するために、政治的な解決を生み出すために取り組もう。

(訳・新倉 修)

新会員紹介

成城大学大学院博士後期課程 本庄 未佳



成城大学大学院博士後期課程に在学しております、本庄未佳と申します。私が国際法律家協会に入会させていただいたきっかけは、「平和への権利」実行委員会への参加でした。2013年8月の始まり、「残暑の候」というにはあまりにも暑い日だったと記憶しておりますが、「平和への権利」に関する国連人権理事会での御報告を拝聴させていただいたのが実行委員会の皆様との出会いです。

そもそも、私は日本国憲法前文の制定過程とその展望について研究しておりました。「恐怖」と「欠乏」からの自由をその権利内容として掲げる平和的生存権の平和主義を再検討することで、平和に生きることを個人の権利として確立することの意義を考えています。戦争放棄条項がある日本国憲法のもとに生きる我々であったとしても、個人の生活に忍び寄る脅威は、既に「欠乏」として存在していると考えられます。たとえば、軍事基地のもとで生活する人々は、常にその騒音問題や軍人による犯罪、生命に対する不安を抱えての生活を余儀なくされています。こういった矛盾は、平和に生きる権利を享受することが憲法に明示されているにもかかわらず、「平和」と「安全」が天秤にかけられ、国家安全保障による糊塗された平和しか訪れていないという現れではないでしょうか。

平和的生存権の実現過程を検討するなかで、良心的兵役拒否権や軍隊をもたないコスタリカ憲法等の国際的な平和の取り組みについて調べるに至り、当然、日本の平和主義と国際的な関係性についても興味を抱くようになりました。そのため国会図書館で『INTERJURIST』をコピーさせて頂いたり、笹本潤先生と前田朗先生の共著である『平和への権利を世界に——国連宣言実現の動向と運動』（かもがわ出版、2011年）を拝読させていただきながら、「平和への権利」について勉強させていただきました。戦争放棄条項が平和憲法の象徴と考えられてきた日本にとって、平和的生存権は、戦後すぐに提唱されたわけではなく、軍事基地等に反対する市民らによってその権利を確立してきました。「平和への権利」を勉強しはじめ、この権利も今こうして多くの世界中の市民に支えられるなかで権利を確立していることを知りました。

そして、平和への権利の国連作業部会第3会期に参加させていただいたことで、市民の力の大きさと、世界にとっての「平和」を改めて考えさせられました。院生という立場上、一次資料や本と向き合うことが多く、現場を知らずに机上でのみ「平和への権利」を考えてきてしまったことを

猛省していると同時に、生きた議論を動かすのは、一人ひとりの情熱と意思であることを痛感しております。皆様のおかげで、貴重な経験をさせて頂けたこと、ひじょうに感謝しております。ありがとうございました。

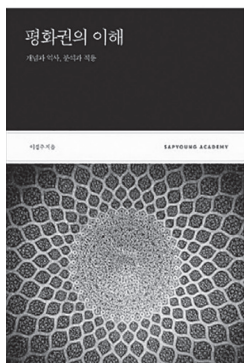
平和への権利の国連作業部会第3会期では、平和そのものについて議論するのではなく、何の説明もなしに数日前に掲示された議長案の文言削除を訴える先進国に違和感を覚えました。それに対し、ブラジルを筆頭とする途上国と呼ばれる国々の主張はいずれも長い歴史のなかで受けた専制と隷従を脱却するための具体性に富んだ平和を明示していました。国家安全保障が平和そのものになっている先進国は、平和とは生命と不可分一体の概念であるはずにもかかわらず、生命の権利を平和とは異なるものとして、平和への権利に包摂することをことごとく妨害していました。たしかに、国連では伝染病の問題を安全保障の問題として扱っていることからそれは明らかです。しかし、生命と平和が一体であるように、「平和」と「安全」は相反するものではないはずだと考えるのです。現に、日本国憲法前文では、平和の中に「安全と生存」を位置づけています。

現在は、2つの側面から平和的生存権の権利性を明確にすることを目的とした研究に従事しております。ひとつは、憲法前文が、普遍的な理念を組み込んだものであることから、その思想的淵源を探究することで、日本国憲法の平和主義の普遍性を検討しています。もうひとつは、軍事基地と共に生きる自治体の平和的生存権についてです。後者に関連して、昨年、イギリスは、国家としてトライデント核ミサイルをもちながら、地方自治体として核不保持を訴えるスコットランドで独立を問う住民投票が行われました。議会制民主主義を徹底するイギリスがその法的枠組みを越えて、平和を訴える自治体に対し、自治権として平和への権利を認めようとしたという視点から検討を重ねております。また、沖縄の普天間基地移設の問題は、単に軍事基地問題を越え、地方自治や民主主義の問題を根幹から揺るがす問題だと思います。平和への権利は、こうした複合的な問題のなかで生きる人々の「安全」と「平和」を一致させ得ることのできる権利と考え、市民の方々と共に訴えていけたらと考えております。

まだまだ若輩者で至らぬ点もあるかと存じますが、今後とも皆様に御教示を賜りたく存じます。法律を勉強させていただいているものとして、また、いち市民として一層勉強に励んで参る所存です。今後とも何卒宜しくお願い申し上げます。

書評『平和権の理解』(著) 李京柱

李京柱『平和権の理解』社会評論社(2014)に対する書評



2013年の9条世界会議の第3分科会「平和への権利」のパネリスト、李京柱(イ・キョンジュ)仁荷大学教授が、平和への権利の書籍を出版されました

我々が必ず認識すべき「平和権」に対して、良く理解できる機会を提供する良い本

我々の周辺に常にかくれている戦争の脅威が実体になって現れれば、我々は現在当然に享受している多くの権利を続けて享受できるだろうか? たぶんできないだろう。「平和」が前提になっていない状態では、個々人が自らの生命と身体、財産などを守ることができないし、良心・思想・表現の自由などが制約されてもその悔しさを訴えることができないだろう。したがって、「平和権」とは我々の人権を守るための前提であり、最後の砦となる。

ところで、残念ながら平和権とは、我々がこれを認識し、叫ばなければなかなか認められにくい権利でもある。戦争と平和なき、安全な環境で快適に暮らしていける権利が皆に保障されないといけないというのは当たり前であるのに、平和権は国家の存立、または発展のためであるという名分でしばしば見落とされてしまう。結局、平和権を完全に享受するためには、国家がこれを保障してくれることだけを待つのではなく、我々

の関心と努力が必要ではないだろうか。

もちろん、多少漠然と感じられるかもしれない概念である「平和権」に対して独りで概念定義をし、これを叫ぶのは難しいことかもしれない。幸い『平和権の理解』という良い本が出版され、誰でも平和権に対して容易にアクセスできる方法ができた。

この本は、平和権に対する概念の定義から始まって、平和権が国際社会において議論され始まったプロセスとその流れを一目でわかるように構成されている。「人権」を論ずる学術的な本であるが、豊かな資料と固くない文体で、誰でも容易に読める。この本で特に注目すべきことは、韓国社会における平和権と関連する 이슈を紹介していることである。この本で紹介されたイラク派兵、メヒャンリ騒音被害訴訟、済州島海軍基地問題、良心的兵役拒否などの事例を通して平和権の重要性を再確認し、平和権の本質と保護領域に関する理解を確実にすることができる。

一方、この本は日本の憲法と平和権および日本社会の平和権に関連する事例も扱っている。そのうち、個人的に最も印象深かったのは、名古屋イラク派兵停止訴訟で市民が法廷で個人的経験を吐露しながら「平和」を強力に訴えた話であった。残念ながら請求人たちは勝訴できなかったが、平和的生存権という規範を確認したこの裁判は、平和を達成するための市民個々人の努力が光った事例であったと考えている。

我々の社会においても、市民を中心に一日でも早く平和権に対する議論が広がり、「平和」が我々の生活にしっかり位置づけられることを希望する。そして、そのような道に進むのにおいて、この本はコンパスのような存在で、我々の方向を導いてくれると思う。

(訳: シンヒョンオ)

<http://booklog.kyobobook.co.kr/anyahy/1376881/#0> (最終検索: 2015年5月23日)

JALISA による映画紹介

坂田雅子監督『わたしの、終わらない旅』(株式会社シグロ、2015 年)

青山学院大学教授 新倉 修



Facebookより

2011年3月11日、あなたはどこにいましたか?私は、ゼミ旅行で箱根にいて翌日やっと帰宅しました。ホテルの一室で、卒業を控えた学生たちは、まんじりとしないうで、地震と津波の現場中継を見つめていました。このドキュメンタリの製作者である坂田さんは、水上にある自宅にいたそうです。何度も何度も福島に出かけ、支援を続けている坂田さんは、かつて枯葉剤のために、最愛の夫グレッグを失って、ベトナムの平和村などを丹

念に取材し「花はどこへいった」「沈黙の春を生きて」というドキュメンタリ映画をつくりました。今回は、英仏海峡の小島に住む姉と、須坂市で住民運動をしていた母が、さりげなく登場します。福島から、レ・アーヴル (仏) の核再処理施設の向き合うガンジー島へ、さらに長野県須坂市から、広島・長崎、第五福竜丸展示館 (夢の島)、マーシャル諸島、ロス・アラモスからチェルノブイリ (ウクライナ)、セミパラチンスク (カザフスタン) へ旅をして、放射線障害に苦しむ人々とケアに取り組む医師の声を丁寧に取材しました。見事です。この旅は、時間と場所を飛び越えて、核問題の底の深さと関係性の広さを伝えています。これは私たちの旅でもあり、このままでは終りようがなく、まだハッピー・エンドではありません。

1995年9月30日に福井県もんじゅでのナトリウム火災事故隠しをきっかけに、原子力政策円卓会議が開かれ、長野県で反原発住民運動をしていた坂田静子さんが委員に選ばれたそうです。1996年5月の第2回会議で、坂田さんの母が話をした場面が映像として残されており、20年近い時を経て、新しい文脈の下に紹介されました。衝撃はそれだけではなく、エンドマークの前に挿入されていた場面にあります。東電常務取締役は潜在的危険性 (事故) が顕在化しないように技術的・社会的・国際的にコントロールしていきたいと述べ、国際政治学者としてチェルノブイリのヨーロッパでの影響を知る舩添要一氏 (現・東京都知事) がアジアでチェルノブイリ級の事故が起これば、日本の原発はすべて止まると警告しているのです。

新連載コラム：「JALISA の活動とわたし」

権利意識、人権感覚、非暴力の力を信じて

室蘭工業大学大学院准教授 清末愛砂

日本国際法律家協会 (JALISA) に入会したのは、2007年か2008年のことだった。イラク関連の支援運動や平和運動等でお世話になってきた弁護士と一緒に、大阪の路上を歩いているときに、突然「JALISAに入らへんか?」と打診され、迷うことなく、入会を決めた。JALISAについては、国際的な視点から、法と平和・人権にかかわる活動をしている法律家団体というポジティブなイメージがあり、その存在に強い関心を持っていたのだった。いうなれば、入会の機会があればいつでもそうしようという気持ちがあった。そして、その機会が路上で降ってきたのだった。気がついたら、昨年度からJALISAの理事になり、現在はインタージュリストの編集長も務めている。

私は、2011年10月以降、北海道の大学で学部生と大学院生を対象に憲法や憲法関連科目（「基本的人権論」と「平和と憲法」）、家族法（実際の科目名は「法政策特論」）を教えている。これらの科目を教えるときの自分なりのキーワードは、①主権者としての権利意識、②人権感覚、③非暴力である。受講生に対して、これらの3つのキーワードをベースにして、平和的生存権や法の下での平等、家庭生活における個人の尊厳の価値を理解してほしい、という強い気持ちを抱きながら、授業を進めている。なぜなら、基本的人権の土台となる憲法13条が規定する生命、自由、幸福追求の権利を理解する上で、これらのキーワードがその理解度により深い重みをもたらすと信じているからである。また、これらは、単に理論上のポイントのみならず、実生活にいかすことができるものであると思うからだ。

自分自身の研究・活動生活においても、同様のキーワードが常に頭のなかにある。これらのキーワードに重点を置く必要性を教えてくれたのが、JALISAのアクチュアルな活動であった。とりわけ、平和への権利の確立を求める活動には、自分自身は大きなかわりを有していないものの、その考え方から得た示唆は大きい。実のところ、平和への権利への期待が大きいことが、JALISAの活動へかかわる主たる理由になっている。

JALISAの活動を通してもう一つ得たものは、各国で活躍する人権弁護士や法律家の活動内容、および活動の方向性を知ることだった。私は、女性に対する暴力に関する法政策の比較研究をするために、たびたび海外調査を実施する機会を得てきたため、この分野に関しては、ある程度、国際的な流れを把握してきた。JALISAの活動を通して、もう少し広い観点から、<人権>や<平和>のコンセプトに関する最新の議論を知る機会を間接的であれ、徐々に得られるようになってきたと感じている。このように感じるからこそ、今後もJALISAの活動に積極的にかわっていきたいと思っている。また、今後の活動を通して、自分のなかで上述の3つのキーワードが、さらなる大きな力を持つものへと発展していくことを大いに期待している。

会員からの報告

NPTニューヨークパレードに参加して

日本国際法律家協会理事/年金者組合・高槻 大矢 勝

2015年NPT（核不拡散条約）再検討会議開会に当たって寄せられたパン・ギムン国連事務総長のメッセージは次のように述べています。「これらの要請署名は、世界の関心ある市民から何百万もの署名を集めている。これは、我々服務する人々の希望と期待とを力強く想起させるものだ。われわれは何年ものあいだ軍縮を擁護し、かくも多くのことを行って来た多くの人々と団体とに感謝する。この事業への彼らの原則的な努力に、私は全面的な支持を誓いたい」。

633万6205筆の署名がアンゲラ・ケイン国連上級代表とNPT再検討会議のタウス・ヘルレーキ議長に手わたされました。署名を受け取ったアンゲラ・ケイン国連上級代表は、「国連を代表し、私は皆さんの署名を謙虚な気持ちでお受けとりします。署名をされた1人ひとりの方に心から感謝いたします。再検討会議の代表がみなさんのメッセージを心に受け止め、核軍備撤廃の努力で皆さんと力を合わせることを望みます」。タウス・フェルレーキNPT再検討会議議長は、「これらの署名への支持を作り上げてきた全ての皆さんの努力に敬意を表します。皆さんは正しい大義を掲げ、それを追求するために賢明な方法を選ばれました。皆さんの大変な努力に感謝申し上げます。この偉大な世界的公共の利益のために貢献してくださってありがとうございます」と述べられました。

ニューヨーク・国連本部で4月27日から5月22日まで約1カ月間にわたって開かれた核不拡散条約（NPT）再検討会議では圧倒的多数の国が、核兵器禁止条約の交渉開始を呼びかけ、核兵器の非人道性を告発して廃絶を求め、核保有国（米英仏中ロ）を追いつめました。2015年NPT再検討会議は核廃絶の闘いが保有国を孤立させ、新しい局面を切り開きつつあることを示しました。（会議2日目の4月28日、159カ国連名で核兵器の非人道性を告発し全面廃絶を求める共同声明を発表したのです。）

2010年、私は、自らの4半世紀にわたるJR西日本会社に対しての解雇撤回闘争が“勝利解決”の動きの中、NPTニューヨークパレードに参加しました。セントラルパークで署名を集め、タイムズ・スクウェア・ガーデン集合から国連本部に向けてのパレードで5メートルの横断幕を掲げ行進、「ノー・ニュークス」「ノー・モア・ヒロシマ」「ノー・モア・ナガサキ」「ノー・モア・ヒバクシャ」とシュプレヒコールを轟かせました。ハマーショルド広場に積み上げられたアピール署名をカバクチラン国連上級代表に手渡したのです。（日曜日であり、しかもパレードが1時間も遅れたにもかかわらず「みなさんの署名を受け取るのが私の任務だ」とコメントされたのです。署名は国連本部“国連総会議場”入口の飾り棚に展示され、訪問者に呼びかけています）。原水協NPT報告集（2010年）

に横断幕を掲げる妻の大矢和子さんと仲間たちの写真が入っています。その時、ニューヨークからサンフランシスコの核実験被害地見学・“日本橋”観光と、アメリカ大陸・東海岸（ニューヨーク）から西海岸（サンフランシスコ）を制覇したのです。

今年の2015年国民平和大行進・原水禁世界大会を成功させなければなりません。

2015年NPTニューヨークパレードは、核兵器廃絶を具体化させる重要な行動となるとの確信のもと、ホワイトハウスへの要請とニューヨーク・ワシントンコースに参加したのです。

署名活動・パレード

ニューヨークでは私たちの班はパレード出発集会場のユニオン・スクウェア・パークで横断幕を広げて署名活動を開始。署名をして頂いた方に“The Glitter of Japanese Constitution Article9! 1\$For us Donation”と書いた紙を貼り付けた“缶バッチ”を手渡しました。1\$下さる人、5\$下さる人。子どもを引率した先生らしき人は10ドルも Donation してくれました。パレードを終えたハーモシールド広場でもがんばり、合計60\$ともなったのです。



パレードには自治労連の仲間・医労連の仲間と頭に載せたタンバリン・首にぶら提げた太鼓を叩きっぱなし、賑やかに頑張りました。すぐ後ろの青年は踊りっぱなしでした。

原爆写真展鑑賞（国連本部）

国連本部の“原爆写真展”鑑賞。歴代国連事務総長の写真＝ハーモシールドなどを懐かしく観ました。原爆写真と並んで“ガザ爆撃”、“コソボ紛争”などの悲惨な写真が展示してありました。世界から兵器産業を無くさなければなりません。

核兵器の廃絶を希う 反核・平和うたごえコンサート in ニューヨーク

New York Society for Ethical Cultureという会場で、きたがわテツさんが、格調高く、すばらしい声量で“日本国憲法前文”を歌い、参加の皆さんが舞台に揃って“ヒロシマの有る国で”“海に生きたあなたよ”“青い地球を”“広い河の岸辺”“私の子どもたちへ”“ヒロシマ”“故郷”そして“勝利を我らに（ウイシャル・オーバー・カム）”を歌いました。あっという間に終了しました。

原水協代表団会議・国際シンポジウム

うたごえコンサートと同じ会場で、日本原水協代表団1058人が参加し、安井正和事務局長が報告をしました。代表団の任務の第1は署名を提出することです。アンゲラ・ケイン国連上級代表とNPT再検討会議タウス・ヘルキー議長に633万6205筆の署名を手渡しました。その時の発

言が、この文章の最初に書いたものです。

国際シンポジウム「ともに核兵器のない世界の地平を開こう」は、コーディネーターに高草木博（日本原水協代表理事）、パネリストは①ホルヘ・モナコ（メキシコ軍縮大使）、②セルジオ・ドウアルテ（元軍縮問題担当国連上級代表）、③ジョセフ・ガーソン（アメリカフレンズ奉仕委員会）、④ジェニー・グレグ（イギリス核軍縮運動）です。実効ある成果を実現しなければならないと、それぞれ強い決意を述べられました。会場からの質問・発言では、大阪からの青年の決意、静岡の被爆者から日本政府への怒りとNPT会議への期待が出され、確信に溢れたシンポジウムとなりました。

被爆証言を聞く集会

集会はオール・ソウルズ・ユニテリアン教会で開かれました。ドキュメンタリー映画「ヒロシマの校庭から届いた絵」が上映されました。ストーリーは、原爆で親をなくした広島の子どもたちが、終戦後、疎開から焼け跡に戻ってきた。何もない小学校にアメリカ人が絵の具を寄付した。子どもたちはそのお礼に、帰国したアメリカ人に自分たちの描いた絵を送った。最近、その絵が見つかり、“交流の宝”となっている、というものでした。何よりもその絵が素晴らしいのです。当時の焼野原を生き延びた子どもたちがこんなに明るく未来に希望を持っていたのかと感動しました。子どもたちを指導された先生も素晴らしいと思いました。

私は、ニューヨークでは毎朝、ホテルからセントラルパークを30分散歩したり、市内観光でバッテリーパークから女神像を見たり、ブルックリン橋を渡ってブルックリンからマンハッタンへ行ったりしました。対岸から見る景色は中々のものでした。

ジャズを楽しみ、メトロポリタン・ミュージアム鑑賞、カーネギー・ホールで“New World Symphony”を楽しみました。

ワシントンでは、航空機博物館でエノラ・ゲイを見て、リンカーン記念堂、ワシントン記念塔・オベリスク、ホワイトハウス、アーリントン国立墓地に行きました。

私たちは、ホワイトハウスの前で横断幕を広げ署名活動をしました。が、ちょうど安倍首相がホワイトハウスでオバマ大統領と会談しているとのことで、公園の向こうまで遠ざけられました。安倍首相は、そんな中、アメリカ議会で日本国憲法違反の「戦争法」を約束したのです。“許せん「戦争法」”を阻止する闘いをがんばります。

2015年

4月	20～24日	平和への権利・国連人権理事会作業部会(ジュネーブ) 代表5名派遣
5月	1日	COLAP-6延期に関する緊急理事会
	14日	平和への権利実行委員会
	29日	第4回理事会
6月	2日	改憲問題対策法律家6団体連絡会主催 法律家は安保法制を許さない院内集会
	6日	国際人権報告学習会(青山学院大学) 第1部 "人権としての平和"を国際法典にできるか 平和への権利・国連人権理事会の報告 第2部 フィリピン移民問題を考える
	25日	国連人権理事会・平和への権利 代表1名出席
	29日	改憲問題対策法律家6団体連絡会主催 法律家は安保法制を許さない院内集会

今後の予定

7月	5日	KAFIN15周年記念パーティ出席
	8日	原発と人権総会(東京第二弁護士会)
	9日	JALISA組織問題委員会
	11日	イタリア 平和への権利条例学習会&6月ジュネーブ国連 人権理事会報告(ウイズ新宿)
	26日	平和への権利報告集会(名古屋学院大学)
	31日	第5回理事会
8月	18～22日	ベトナム法律家協会 視察受け入れ
8月	未定	平和への権利報告集会(大阪)

編集後記

政権与党は、直接的な参戦を可能とする戦争法案の合憲性を説明することなしに、数の論理だけで法案を可決しようとしています。このような暴挙を許しておくわけにはいきません。また、このようなときであるからこそ、日本国憲法の平和主義の意義を再確認せずにはいられません。これらの思いを込めて、インタージュリスト185号を皆さまにお届けいたします。戦争法案の問題点に関する論考、平和への権利関連の情報、会員からの活動報告、理事による新連載エッセイ等、今号の内容も盛り沢山です。なお、今号からインタージュリストのさらなる発展のために、国法協内に編集委員会が作られ、僭越ながら私が編集委員長に就任いたしました。国内外の動きを追いながら、会の活動にふさわしい機関誌作りに励みたいと考えております。(清末愛砂)